

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-04 (改05)
提出年月日	2023年11月16日

島根原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(先行BWRプラントとの比較表)

【第17条の4, 第17条の6, 65-1-1, 65-1-2,
65-3-1, 65-11-2, 65-13-1,
添付2 (4. 地震, 5. 津波) 抜粋】

2023年11月
中国電力株式会社

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>2号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻、積雪等」をいう。以下、本条において同条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防</p>	<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕 各GMIは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMIに連絡するとともに、必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等の震度をいう。</p> <p>〔7号炉〕 技術計画GMIは、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻及び積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>と</p> <p>2. 各GMIは、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMIは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMIに報告する。</p>	<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>〔2号炉〕 課長（技術）は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻および積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動をを行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 2号炉について、原子力部長は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 2号炉について、原子力部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>9. 3号炉について、各課長は、震度5弱以上の地震が観測[※]された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>10. 3号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響</p>	<p>技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力設備管理部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力設備管理部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力設備管理部長は、地震観測及び影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力設備管理部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>課長（技術）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p> <p>[3号炉] 各課長または当直長は、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。</p> <p>2. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p> <p>※2：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等の震度をいう。</p>		<p>大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等の震度をいう。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：配線表現、配線箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(資機材等の整備（2号炉）） 第17条の6 2号炉について、各課長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 防災課長、電気課長、建築課長および発電管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7および第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>(2) 電気課長、計測制御課長および発電管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>(資機材等の整備) 第17条の6 [7号炉] 各GMは、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 建築GM、電気機器GM、発電GM及び防災安全GMは、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7及び第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>(2) 電気機器GM、電子通信GM、発電GM及び計測制御GMは、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備を整備し、警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>(資機材等の整備) 第17条の6 [2号炉] 各課長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 課長（技術）、課長（放射線管理）、課長（第一発電）、課長（保修管理）、課長（電気）および課長（原子炉）は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7および第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>(2) 課長（電気）および課長（計装）は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>表 6 6 - 1 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 6 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>4 チャンネル</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（L 2）</td> <td>4 チャンネル</td> </tr> <tr> <td>手動</td> <td>2 チャンネル※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数	原子炉圧力高	4 チャンネル	原子炉水位異常低（L 2）	4 チャンネル	手動	2 チャンネル※3	<p>表 6 5 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2 チャンネル※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>2 チャンネル※4</td> </tr> <tr> <td>手動</td> <td>2 チャンネル※5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数	原子炉圧力高	2 チャンネル※3	原子炉水位異常低（レベル2）	2 チャンネル※4	手動	2 チャンネル※5	<p>TS-25 6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の 1 out of 2 であり、それぞれ A 系の論理を作動させるために 2 チャンネル、B 系の論理を作動させるために 2 チャンネル必要）
項目	運転上の制限																									
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																									
要素	動作可能であるべきチャンネル数																									
原子炉圧力高	4 チャンネル																									
原子炉水位異常低（L 2）	4 チャンネル																									
手動	2 チャンネル※3																									
項目	運転上の制限																									
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																									
要素	動作可能であるべきチャンネル数																									
原子炉圧力高	2 チャンネル※3																									
原子炉水位異常低（レベル2）	2 チャンネル※4																									
手動	2 チャンネル※5																									
<p>表 6 6 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 6 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2 チャンネル※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>2 チャンネル※4</td> </tr> <tr> <td>手動</td> <td>2 個※5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数	原子炉圧力高	2 チャンネル※3	原子炉水位異常低（レベル2）	2 チャンネル※4	手動	2 個※5	<p>表 6 5 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2 チャンネル※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>2 チャンネル※4</td> </tr> <tr> <td>手動</td> <td>2 個※5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数	原子炉圧力高	2 チャンネル※3	原子炉水位異常低（レベル2）	2 チャンネル※4	手動	2 個※5	<p>TS-25 6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の 1 out of 2 であり、それぞれ A 系の論理を作動させるために 2 チャンネル、B 系の論理を作動させるために 2 チャンネル必要）
項目	運転上の制限																									
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																									
要素	動作可能であるべきチャンネル数																									
原子炉圧力高	2 チャンネル※3																									
原子炉水位異常低（レベル2）	2 チャンネル※4																									
手動	2 個※5																									
項目	運転上の制限																									
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																									
要素	動作可能であるべきチャンネル数																									
原子炉圧力高	2 チャンネル※3																									
原子炉水位異常低（レベル2）	2 チャンネル※4																									
手動	2 個※5																									

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																													
<p>プ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p>	<p>力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。 ※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系及びB系それぞれ1個の計2個をいう。</p>	<p>プ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：論理とは、当該系統・設備を動作させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。 ※4：チャンネルAまたはチャンネルBのうち1チャンネル、チャンネルCまたはチャンネルDのうち1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系およびB系それぞれ1個の計2個をいう。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を動作させるために2チャンネル、B系の論理を動作させるために2チャンネルネル必要） 																																													
(2) 確認事項																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※4。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.35MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示に※5。より確認する※6。チャンネル校正を実施する※6。論理回路機能を確認する※7。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 課長</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※4。	定事検 停止時	計測制御 課長	2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示に※5。より確認する※6。チャンネル校正を実施する※6。論理回路機能を確認する※7。	定事検 停止時	計測制御 課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※6。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>運転 価値GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.48MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。チャンネル校正を実施する※8。論理回路機能を確認する※9。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 GM</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	運転 価値GM	2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。チャンネル校正を実施する※8。論理回路機能を確認する※9。	定事検 停止時	計測制御 GM	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※6。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長 (計装)</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.41MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。チャンネル校正を実施する※8。論理回路機能を確認する※9。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長 (計装)</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)	2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。チャンネル校正を実施する※8。論理回路機能を確認する※9。	定事検 停止時	課長 (計装)	
要素	設定値	項目	頻度	担当																																												
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※4。	定事検 停止時	計測制御 課長																																												
2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示に※5。より確認する※6。チャンネル校正を実施する※6。論理回路機能を確認する※7。	定事検 停止時	計測制御 課長																																												
要素	設定値	項目	頻度	担当																																												
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	運転 価値GM																																												
2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。チャンネル校正を実施する※8。論理回路機能を確認する※9。	定事検 停止時	計測制御 GM																																												
要素	設定値	項目	頻度	担当																																												
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)																																												
2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。チャンネル校正を実施する※8。論理回路機能を確認する※9。	定事検 停止時	課長 (計装)																																												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考						
3. 原子炉水位異常低（L2）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※5} 。 1. 216cm以上（圧力容器レベルより） 2) チャンネル校正を実施する ^{※6} 。 計測制御課長	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。 1. 165cm以上（圧力容器レベルより） 2) チャンネル校正を実施する ^{※8} 。 計測制御GM	1ヶ月に1回	当直長	1箇月に1回	当直長						
4. 手動	論理回路機能を確認する ^{※7} 。 論理回路機能を確認する ^{※7} 。 計測制御課長	論理回路機能を確認する ^{※9} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。 運転評価GM	定事検停止時	定事検停止時	定事検停止時	課長（計装）						
<p>※4：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作するを確認することをいう。</p> <p>※5：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※6：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することを含む。</p> <p>※7：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することを含む。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>												
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は 手動A R I が動作不能の場合</td> <td>A 1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する^{※11}。 及び A 2. 当直長は、当該チャンネルが動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は 手動A R I が動作不能の場合	A 1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 及び A 2. 当直長は、当該チャンネルが動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間
条件	要求される措置	完了時間										
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は 手動A R I が動作不能の場合	A 1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 及び A 2. 当直長は、当該チャンネルが動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間										
3. 原子炉水位低（L2）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。 112cm以下以上（気水分離器下端より） 4. 手動A R I	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。 チャンネル校正を実施する ^{※8} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。 課長（計装）	1ヶ月に1回	当直長	1箇月に1回	当直長						
4. 手動A R I	論理回路機能を確認する ^{※9} 。 課長（計装）	定事検停止時	定事検停止時	定事検停止時	定事検停止時	課長（計装）						
<p>※6：機能を確認は、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することをいう。</p> <p>※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※8：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することを含む。</p> <p>※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することを含む。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>												
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 手動A R I が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する^{※11}。 および A2. 当直長は、当該チャンネルが動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 手動A R I が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルが動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間
条件	要求される措置	完了時間										
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 手動A R I が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルが動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.発電課長は、高温停止にする。	24時間	B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.当直長は、高温停止にする。	24時間	
※8：A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、 A TWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）およびほう酸水注入系をいう。	※9：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であること を確認するとともに、A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、A TWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）については至近の記録等により動作可能であることを確認する。		※10：A TWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、 自動減圧系の起動阻止スイッチ及びほう酸水注入系をいう。	※10：A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、 自動減圧系スイッチ、代替自動減圧系スイッチお よびほう酸水注入系をいう。		【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧系作動阻止スイッチおよび代替自動減圧系作動阻止スイッチをそれぞれ設置 【女川との相違】 ・女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用
			※10：A TWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、 自動減圧系の起動阻止スイッチ及びほう酸水注入系をいう。	※11：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であること を確認するとともに、A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、自動減圧系作動阻止スイッチ、代替自動減圧系作動阻止スイッチについては至近の記録等により動作可能であることを確認する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-1-2	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	65-1-2	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	TS-25 65-1-2 A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること※1	A T W S緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）が動作可能であること※1※2	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること※1※2	
適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）	
運転起動	原子炉圧力高	運転起動	原子炉圧力高	【島根固有】 ・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能の動作条件が二重の1 out of 2であり、論理全体を動作させるために2チャンネル必要）
	原子炉水位異常低（L2）		原子炉水位低（レベル3）	
	手動		原子炉水位異常低（レベル2）	
2チャンネル※2	4チャンネル	2チャンネル※3	2チャンネル※4	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、原子炉再循環ポンプの径および質量が大きく、電動機の電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な慣性を有するため、原子炉水位低（L2）で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている。 【女川との相違】 ・島根は、「手動」と「遮断器動作」を合わせて一つの要素として

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	要素	「原子炉再循環ポンプトリップ遮断器手動動作」として表現している。
運転起動	代替原子炉再循環ポンプトリップしや断器	運転起動	原子炉再循環ポンプトリップ遮断器手動動作	【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
所要数	所要数	所要数	所要数	
2台	2台	10台	2 ^{※5}	
※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。	※1：RIP-ASDが動作可能であることを含む。	※1：原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作可能であることを含む。		
※2：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。		※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。		
		※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。		【島根固有】
		※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。		・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能の動作条件が二重の1 out of 2であり、論理全体を動作させるために2チャンネル必要）
				※3：論理とは、当該システム・設備を動作させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。
				※4：チャンネルAまたはチャンネルBのうち1チャンネル、チャンネルCまたはチャンネルDのうち1チャンネルの計2チャンネルをいう。
				※5：A系2個のうち1個、B系2個のうち1個の計2個をいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考	
(2) 確認事項					(2) 確認事項					(2) 確認事項						
要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当		
1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※3。	定事検 停止時	計測制御 課長	1. 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能	—	機能を確認する※5。	定事検 停止時	運転評価 GM	1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)		
2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※4。 チャンネル校正を実施する※5。	1ヶ月に 1回	発電課長	2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。 チャンネル校正を実施する※7。	1ヶ月に 1回	当直長	2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	1箇月に 1回	当直長		
		チャンネル校正を実施する※5。 論理回路機能を確認する※6。	定事検 停止時	計測制御 課長			論理回路機能を確認する※8。	定事検 停止時	計測制御 GM			チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	定事検 停止時	課長 (計装)		
			定事検 停止時	計測制御 課長	3. 原子炉水位低（レベル3）	1, 285cm以上 (圧力容器レベルより)	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。 チャンネル校正を実施する※7。	1ヶ月に 1回	当直長				論理回路機能を確認する※8。 確認する※8。	定事検 停止時	運転評価 GM	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、原子炉再循環ポンプの径および質量が大きく、電動機の電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な慣性を有するため、原子炉水位低（L2）で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
3. 原子炉水位異常低（L2）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※4} 。	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※6} 。	当直長 1ヶ月に1回	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。	当直長 1箇月に1回	【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
	1,216 cm以上（圧力容器器零レベルより）	1,165 cm以上（圧力容器器レベルより）		112cm 下方以上（気水分離器下端より）		
4. 手動	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※5} 。	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※8} 。	当直長 1ヶ月に1回	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※9} 。	当直長 1ヶ月に1回	【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
	論理回路機能を確認する ^{※6} 。	論理回路機能を確認する ^{※8} 。		論理回路機能を確認する ^{※9} 。		
4. 手動	論理回路機能を確認する ^{※5} 。	論理回路機能を確認する ^{※8} 。	当直長 1ヶ月に1回	論理回路機能を確認する ^{※9} 。	当直長 1ヶ月に1回	【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
	論理回路機能を確認する ^{※6} 。	論理回路機能を確認する ^{※8} 。		論理回路機能を確認する ^{※9} 。		

※3：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、代替原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が開放することを確認することという。

※4：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。

※5：「チャネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。

※6：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。

※5：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、RIP-AS Dが停止することを確認することという。

※6：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。

※7：チャネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生又は指示値を示すよう調整することという。

※8：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。

※6：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作することをいう。

※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。

※8：チャネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。

※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(3) 要求される措置						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合または原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する ^{※8} 。 および A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合又は R I P - A S D 手動スイッチによる停止ができない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	
※7：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※9：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※10：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※11：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

表 6.6-3-1	女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
表 6.6-3-1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限	表 6.6-3-1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限	表 6.6-3-1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限	表 6.5-3-1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限	TS-25 6.5-3-1 代替自動減圧機能
項目	項目	項目	項目	
運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限	
代替自動減圧機能が動作可能であること※1	代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチが動作可能であること	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	
運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合)	運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)	運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)	運動 起動※2 高温停止	【島根固有】 ・回路構成の相違（島根は、代替自動減圧機能の動作条件がAND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を動作させるために2チャンネルネル、B系の論理を動作させるために2チャンネルネル必要）
要素	要素	要素	要素	
原子炉水位異常低(L1)※2 原子炉水位低(L3) 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2	代替自動減圧機能論理回路 原子炉水位異常低(レベル1)※2 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2	代替自動減圧機能論理回路 原子炉水位異常低(レベル1)※2	原子炉水位低(L1)※3	
動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	動作可能であるべき要素数・チャンネル数（論理毎）	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	
2チャンネル	2チャンネル	1系※3 2チャンネル※4	2※4	
1チャンネル	1チャンネル			
2チャンネル※3	1チャンネル※5		1※5	
※4		1系※6		【女川との相違】 ・女川は、原子炉水位異常低(L1)計装配管のH側破断による自動減圧系誤始動信号発生防止のため原子炉水位低(L3)

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考										
		<table border="1" data-bbox="1501 451 1873 1240"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべき所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転 起動^{※2} 高温停止^{※2}</td> <td>代替自動減圧機能論理回路</td> <td>1^{※6}</td> </tr> <tr> <td>自動減圧起動阻止スイッチ</td> <td>2^{※7}</td> </tr> <tr> <td>代替自動減圧起動阻止スイッチ</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき所要数	運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	代替自動減圧機能論理回路	1 ^{※6}	自動減圧起動阻止スイッチ	2 ^{※7}	代替自動減圧起動阻止スイッチ	1	<p>も要素としている。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、AND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動させるために1チャンネル、B系の論理を作動させるために1チャンネル必要） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮し
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき所要数											
運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	代替自動減圧機能論理回路	1 ^{※6}											
	自動減圧起動阻止スイッチ	2 ^{※7}											
	代替自動減圧起動阻止スイッチ	1											

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章構の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待される機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測及び制御設備」及び「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。</p> <p>※4：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※5：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。</p>	<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※3：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：代替自動減圧系A系においては、チャンネルAおよびチャンネルCの2チャンネルをいい、代替自動減圧系B系においては、チャンネルBおよびチャンネルDの2チャンネルをいう。</p> <p>※5：代替自動減圧系A系においては、残留熱除去系A系および低圧炉心スプレイス系のうち1チャンネルをいい、代替自動減圧系B系においては、残留熱除去系B系および残留熱除去系C系のうち1チャンネルをいう。</p>	<p>で、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、水位低およびRHRポンプ吐出圧力高の要素は「65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」に使用していない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違（島根は、代替自動減圧機能の作動条件がAND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動させるために2チャンネル、B系の論理を作動させるために2チャンネル必要） 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、AND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																		
<p>※4：「66-1-3 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※5。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位異常低（L1）</td> <td>947cm以上※6 （圧力容器 器零レベル より）</td> <td>原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上※6の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位低（L3）</td> <td>1,344cm以上※6 （圧力容器 器零レベル より）</td> <td>原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上※6の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※5。	定事検 停止時	計測制御課長	2. 原子炉水位異常低（L1）	947cm以上※6 （圧力容器 器零レベル より）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上※6の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1ヶ月に1回	発電課長	3. 原子炉水位低（L3）	1,344cm以上※6 （圧力容器 器零レベル より）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上※6の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。	1ヶ月に1回	発電課長	<p>※6：1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※7。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>運転評価GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位異常低（レベル1）</td> <td>936cm以上※8 （圧力容器 器零レベル より）</td> <td>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※9。 チャンネル校正を実施する※10。 論理回路機能を確認する※11。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長 計測制御GM 運転評価GM</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※7。	定事検 停止時	運転評価GM	2. 原子炉水位異常低（レベル1）	936cm以上※8 （圧力容器 器零レベル より）	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※9。 チャンネル校正を実施する※10。 論理回路機能を確認する※11。	1ヶ月に1回	当直長 計測制御GM 運転評価GM	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※8。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長 （計装）</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位低（L1）</td> <td>381cm下方以上※9 （気水分 離器下端 より）</td> <td>原子炉の状態が運転、起動※10および高温停止※10において動作不能でないことを指示により確認する※11。 チャンネル校正を実施する※12。 論理回路機能を確認する※13。</td> <td>1箇月に1回 定事検 停止時</td> <td>当直長 課長 （計装） 課長 （計装）</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※8。	定事検 停止時	課長 （計装）	2. 原子炉水位低（L1）	381cm下方以上※9 （気水分 離器下端 より）	原子炉の状態が運転、起動※10および高温停止※10において動作不能でないことを指示により確認する※11。 チャンネル校正を実施する※12。 論理回路機能を確認する※13。	1箇月に1回 定事検 停止時	当直長 課長 （計装） 課長 （計装）	<p>させるために1チャンネル、B系の論理を動作させるために1チャンネル必要)</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、運転員の負担軽減の観点から、自動操作の他に自動インターロックを採用 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、原子炉水位異常低（L1）計装配管のH側破断による自動減圧系誤始動信号発生防止のため原子炉水位低（L3）も要素としている。
要素	設定値	項目	頻度	担当																																																	
1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※5。	定事検 停止時	計測制御課長																																																	
2. 原子炉水位異常低（L1）	947cm以上※6 （圧力容器 器零レベル より）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上※6の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1ヶ月に1回	発電課長																																																	
3. 原子炉水位低（L3）	1,344cm以上※6 （圧力容器 器零レベル より）	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上※6の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。	1ヶ月に1回	発電課長																																																	
要素	設定値	項目	頻度	担当																																																	
1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※7。	定事検 停止時	運転評価GM																																																	
2. 原子炉水位異常低（レベル1）	936cm以上※8 （圧力容器 器零レベル より）	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※9。 チャンネル校正を実施する※10。 論理回路機能を確認する※11。	1ヶ月に1回	当直長 計測制御GM 運転評価GM																																																	
要素	設定値	項目	頻度	担当																																																	
1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※8。	定事検 停止時	課長 （計装）																																																	
2. 原子炉水位低（L1）	381cm下方以上※9 （気水分 離器下端 より）	原子炉の状態が運転、起動※10および高温停止※10において動作不能でないことを指示により確認する※11。 チャンネル校正を実施する※12。 論理回路機能を確認する※13。	1箇月に1回 定事検 停止時	当直長 課長 （計装） 課長 （計装）																																																	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温停 止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	1ヶ月 に 1回	計測制 御課長	原子炉の状態が運 転、起動および高温停 止（原子炉圧力が 1.03MPa[gage] 以上の場合）におい て、動作不能でない ことを指示により 確認する ^{※9} 。	1ヶ月 に1回	当直長
4. 低圧炉 心ス レイ ポン プ 出口 圧 力高	0.98 MPa[gage] ^{※6※10}	定事検 停止時	計測制 御課長	3. 残留熱 除去系 ポン プ 運 転	1箇月 に1回	当直長
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温 停止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	定事検 停止時	計測制 御課長	論理回路機能を確 認する ^{※13} 。	定事検 停止時	課長 (計装)
5. 残留熱 除去系 ポン プ 出口 圧 力高	0.69 MPa[gage] ^{※6※10}	定事検 停止時	計測制 御課長	原子炉の状態が運 転、起動 ^{※10} および 高温停止 ^{※10} におい て動作不能でない ことを低圧炉心ス レイ系ポンプの 遮断器が閉するこ とにより確認する。	1箇月 に1回	当直長
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温 停止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	定事検 停止時	計測制 御課長	論理回路機能を確 認する ^{※13} 。	定事検 停止時	課長 (計装)
4. 低圧炉 心ス レイ ポン プ 運 転	0.94 MPa[gage] ^{※8}	定事検 停止時	運転評 価GM	3. 残留熱 除去系 ポン プ 運 転	1ヶ月 に1回	当直長
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温 停止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	定事検 停止時	計測制 御GM	4. 低圧炉 心ス レイ ポン プ 運 転	1ヶ月 に1回	当直長
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温 停止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	定事検 停止時	計測制 御GM	論理回路機能を確 認する ^{※13} 。	定事検 停止時	課長 (計装)

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
6. 始動タイム	10分以下	チャンネル校正を実施する ^{※8} 。 論理回路機能を確保する ^{※9} 。	10分以下	チャンネル校正を実施する ^{※10} 。 論理回路機能を確保する ^{※11} 。	電気機器GM 定事検査停止時	5. 始動タイム	10分以下	論理回路機能を確保する ^{※13※14} 。 課長（計装）	【島根固有】 ・島根は、始動タイムについては論理回路内に設置していることから、論理回路機能の確認に併せて実施する。
6. 自動減圧系 ^の 起動阻止スイッチ	—	論理回路機能を確保する ^{※9} 。	自動減圧系の起動阻止スイッチ	論理回路機能を確保する ^{※13} 。 課長（計装）	運転評価GM 定事検査停止時	6. 自動減圧系 ^の 起動阻止スイッチ	—	論理回路機能を確保する ^{※13} 。 課長（計装）	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
※5：「機能を確保する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することを確認することという。	※7：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。	※8：代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。	※9：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。	※10：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。	※11：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。	※12：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。	※13：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチ）については、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																													
<p>※10：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>※12：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとは見なさない。</p>	<p>※14：始動タイムについては、論理回路機能の確認に併せて時間測定を実施する。</p>	<p>設置</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、始動タイムについては論理回路内に設置していることから、論理回路機能の確認に併せて実施する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができな可能性が有ることから、吐出圧力遮断器閉を条件に設定 																																													
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合</td> <td>A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該ヤンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該ヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能論理回路</td> <td>A. 動作可能な所要数はヤンネル数を満足できない場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※13が動作可能であることを確認する※14。 及び A2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位異常低（レベル1）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 始動タイム</td> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了</td> <td>B1. 当直長は、高温停止にする。 及び</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	要素	条件	要求される措置	完了時間	1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能な所要数はヤンネル数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※13が動作可能であることを確認する※14。 及び A2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	2. 原子炉水位異常低（レベル1）				3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高				4. 始動タイム	B. 条件Aで要求される措置を完了	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び	24時間	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能論理回路</td> <td>A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※16。 および A2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位低(L1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 始動タイム</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要素	条件	要求される措置	完了時間	1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※16。 および A2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	2. 原子炉水位低(L1)				3. 残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ				4. 始動タイム			
条件	要求される措置	完了時間																																														
A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該ヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																																														
要素	条件	要求される措置	完了時間																																													
1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能な所要数はヤンネル数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※13が動作可能であることを確認する※14。 及び A2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																																													
2. 原子炉水位異常低（レベル1）																																																
3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高																																																
4. 始動タイム	B. 条件Aで要求される措置を完了	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び	24時間																																													
要素	条件	要求される措置	完了時間																																													
1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※16。 および A2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																																													
2. 原子炉水位低(L1)																																																
3. 残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ																																																
4. 始動タイム																																																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録整理、記録箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。	了時間内に達成できない場合	B 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa[gage]未満にする。	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、原子炉圧力を0.78 MPa[gage]未満にする。	でも、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定
5. 自動減圧系 ¹³ の起動阻止スイッチ	A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ¹⁵ が動作可能であることを確認する ¹⁴ 。 及び A 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa[gage]未満にする。	5. 自動減圧起動阻止スイッチ 6. 代替自動減圧起動阻止スイッチ	A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ¹⁷ が動作可能であることを確認する ¹⁶ 。 および A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、原子炉圧力を0.78MPa[gage]未満にする。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
※11：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※12：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。	※13：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※14：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※15：A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。	※15：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※16：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※17：A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																						
<p>66-11-2 復水貯蔵タンクへの供給設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンクへの供給設備</td> <td>淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合 ※3：「66-11-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	復水貯蔵タンクへの供給設備	淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること ^{※1}	設備	所要数	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3	復水貯蔵タンク	※4	燃料補給設備	※5	<p>66-11-2 復水貯蔵槽への移送設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵槽への移送設備</td> <td>淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車（海水取水用）</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合 ※3：「66-11-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-11-3 海水移送設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	復水貯蔵槽への移送設備	淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}	設備	所要数	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3	大容量送水車（海水取水用）	※4	復水貯蔵槽	※5	燃料補給設備	※6	<p>TS-25 65-11-1 低圧原子炉代替注水水槽への移送設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧原子炉代替注水水槽への移送設備</td> <td>輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大量送水車</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水水槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合 ※3：第65条（65-11-1 大量送水車）および第65条（65-11-3 海水移送設備）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-11-1 重大事故等収束のための水源）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、海水取水についても大量送水車により実施 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、低圧原子炉代替注水水槽は地下にあり、地上の開口部へホースを入れて水を移送するため、接続口はない。 	項目	運転上の制限	低圧原子炉代替注水水槽への移送設備	輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}	設備	所要数	大量送水車	※3	低圧原子炉代替注水水槽	※4	燃料補給設備	※5
項目	運転上の制限																																							
復水貯蔵タンクへの供給設備	淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること ^{※1}																																							
設備	所要数																																							
大容量送水ポンプ（タイプI）	※3																																							
復水貯蔵タンク	※4																																							
燃料補給設備	※5																																							
項目	運転上の制限																																							
復水貯蔵槽への移送設備	淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}																																							
設備	所要数																																							
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3																																							
大容量送水車（海水取水用）	※4																																							
復水貯蔵槽	※5																																							
燃料補給設備	※6																																							
項目	運転上の制限																																							
低圧原子炉代替注水水槽への移送設備	輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}																																							
設備	所要数																																							
大量送水車	※3																																							
低圧原子炉代替注水水槽	※4																																							
燃料補給設備	※5																																							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉			
(2) 確認事項				(2) 確認事項				(2) 確認事項			
項目	頻度	担当		項目	頻度	担当		項目	頻度	担当	
(項目なし)	—	—		(項目なし)	—	—		(項目なし)	—	—	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵タンクへの供給設備が動作不能の場合 および A2. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A1. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が6-1-1-1の所要値以上であることを確認する。 および A2. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵タンクへの移送設備が動作不能の場合 および A 2. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A 1. 当直長は、復水貯蔵水位が6-1-1の所要水位以上であることを確認する。 および A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	運転 起動 高温停止	A. 低圧原子炉炉代替注水槽水量が6-1-1-1の所要値以上であることを確認する。 および A2. 課長(原子炉)は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 課長(原子炉)は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	
冷温停止 燃料交換 ^{※7}	A. 復水貯蔵タンクへの供給設備が動作不能の場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	24時間 36時間	冷温停止 燃料交換 ^{※8}	A. 復水貯蔵タンクへの移送設備が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	24時間 36時間	冷温停止 燃料交換 ^{※7}	A. 低圧原子炉炉代替注水槽への移送設備が動作不能の場合	A1. 課長(原子炉)は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
および	A2. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が942m ³ 以上となるように補給する、または発電課長は、942m ³ 以上であることを確認する。	速やかに	および A2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が5.5m以上となるように補給する又は5.5m以上であることを確認する。	速やかに	および A2. 課長（原子炉）は、低圧原子炉代替注水槽水量が690m ³ 以上となるように補給する、または当直長は、690m ³ 以上であることを確認する。	
および	A3. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	及び A3. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	および A3. 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	
<p>※6：代替品の補充等という。</p> <p>※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>		<p>※7：代替品の補充等という。</p> <p>※8：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>		<p>※6：代替品の補充等という。</p> <p>※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>表66-1-3 計装設備</p> <p>66-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3</td> </tr> <tr> <td>代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること ※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器イベント等の計器隔離時は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。</p> <p>なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができ。</p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2	<p>表65-1-3 計装設備</p> <p>65-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3</td> </tr> <tr> <td>代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器イベント等の計器校正時は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。</p> <p>なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができ。</p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3	<p>TS-25 65-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>TS-26 重大事故等対処設備に関わるサーベイランスの実施方法および確認について</p>
項目	運転上の制限													
主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3													
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2													
項目	運転上の制限													
主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3													
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
1. 原子炉圧力容器内の温度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	備考
	要素	要素	要素		要素	要素	要素		
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※4	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※4	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	原子炉圧力容器温度(SA)の1チャンネルが故障した場合は、他のチャンネルにより推定する。	原子炉圧力容器温度(SA)の1チャンネルが故障した場合は、他のチャンネルにより推定する。	【女川との相違】 ・女川は、島根および柏崎の「原子炉水位(SA)」に対して、計測範囲の異なる2つパラメータ「原子炉水位(SA広帯域)および原子炉水位(SA燃料域)」を設定している。以下、同じ差異理由は記載を省略。
	原子炉圧力容器温度	①主要パラメータの他の検出器	①主要パラメータの他のチャンネル		原子炉圧力容器温度	②原子炉圧力(SA) ②原子炉水位(広帯域) ②原子炉水位(燃料域) ②原子炉水位(SA) ②原子炉水位(SA燃料域)	②原子炉圧力 ②原子炉圧力(SA) ②原子炉水位(広帯域) ②原子炉水位(燃料域) ②原子炉水位(SA) ②原子炉水位(SA)		
※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの水位が閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの水位が閉の場合									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
2. 原子炉圧力容器内の圧力		2. 原子炉圧力容器内の圧力		2. 原子炉圧力容器内の圧力		
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チヤンネルを代替パラメータとして記載
	原子炉圧力	②原子炉圧力 (SA) A)	②原子炉圧力 (SA)	②原子炉圧力 (SA) A)	②原子炉圧力 (SA) A)	
	原子炉圧力	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) A)	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) A)	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) A)	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) A)	
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①原子炉圧力 (SA) A)	①原子炉圧力 (SA) A)	【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チヤンネルを代替パラメータとして記載
	原子炉圧力	②原子炉圧力 (SA) A)	②原子炉圧力 (SA) A)	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) A)	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) A)	
	原子炉圧力	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) A)	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) A)	③原子炉圧力 (SA) A)	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) A)	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
3. 原子炉圧力容器内の水位		3. 原子炉圧力容器内の水位		3. 原子炉圧力容器内の水位		
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	
代替パラメータ		代替パラメータ		代替パラメータ		
要素	推定方法	要素	推定方法	要素	推定方法	
① 主要パラメータ の他チャネル	原子炉水位（広帯域）の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。	① 主要パラメータ の他チャネル	原子炉水位（広帯域）の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。	① 主要パラメータ の他チャネル	原子炉水位（広帯域）の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。	
② 原子炉水位（S A 広帯域）	原子炉水位（S A 広帯域）により推定する。	② 原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。	② 原子炉水位（S A）	原子炉水位（S A）により推定する。	
③ 高圧代替注水系ポンプ出口流量	機器動作状態にある注水量と崩壊熱除去に必要な注水量により推定する。	③ 高圧代替注水系系統流量	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。	③ 高圧原子炉代替注水流量	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置
③ 残留熱除去系（残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量）		③ 復水補給水系流量（RHR A 系代替注水量）		③ 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）		【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置
③ 残留熱除去系（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）		③ 復水補給水系流量（RHR B 系代替注水量）				【女川との相違】 ・女川は、直流駆動低圧注水系を設置
③ 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量		③ 原子炉隔離時冷却系系統流量		③ 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		
③ 代替循環冷却ポンプ出口流量						
③ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量						
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位（広帯域）	運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位（広帯域）	運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位（広帯域）	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>③高圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量</p> <p>③残留熱除去系ポ ンプ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量</p>	<p>③高圧炉心注水系 系統流量</p> <p>③残留熱除去系系 統流量</p>	<p>③高圧炉心スプレ イポンプ出口流 量</p> <p>③残留熱除去ポン プ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレ イポンプ出口流 量</p> <p>③残留熱代替除去 系原子炉注水流 量</p>	<p>・記載箇所の相違（女 川の代替循環冷却ポ ンプ出口流量に相 当）</p>
<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（S A）</p> <p>④圧力抑制室圧力</p>	<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（SA）</p> <p>④格納容器内圧力 （S/C）</p>	<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（S A）</p> <p>④サブレッション チェンバ圧力 （SA）</p>	
<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（S A 燃料域）</p>	<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（SA）</p>	<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（S A）</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。</p>
<p>③高圧代替注水系 ポンプ出口流量</p> <p>③残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 ヘッドスブレイ ライン洗浄流 量）</p> <p>③残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 B系格納容器冷</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p> <p>③高圧代替注水系 系統流量</p> <p>③復水補給水系流 量（RHR A系代替 注水流）</p> <p>③復水補給水系流 量（RHR B系代替 注水流）</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p> <p>③高圧原子炉代替 注水流</p> <p>③代替注水流 （常設）</p> <p>③低圧原子炉代替 注水流</p>	
<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>④原子炉圧力 ④原子炉圧力（SA） ④圧力抑制室圧力</p> <p>①原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（SA）により推定する。</p>	<p>④原子炉圧力 ④原子炉圧力（SA） ④格納容器内圧力（S/C）</p> <p>原子炉水位 （SA）</p> <p>差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。</p> <p>原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）により推定する。</p>	<p>③低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）</p> <p>③原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ③高圧炉心スプレイポンプ出口流量 ③残留熱除去ポンプ出口流量 ③低圧炉心スプレイポンプ出口流量 ③残留熱代替除去系原子炉注水流量</p> <p>④原子炉圧力 ④原子炉圧力（SA） ④サブプレッションチェンバ圧力（SA）</p> <p>①原子炉水位（広帯域） ①原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）により推定する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水用の流量計を設置 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、直流駆動低圧注水系を設置 <p>記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は原子炉水位（SA広帯域）と計測範囲の異なる原子炉水位（燃料域）を代替パラメータとしている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>② 高圧代替注水系ポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去ヘッドスプレイライン洗浄流量）</p> <p>② 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）</p> <p>② 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量</p> <p>② 代替循環冷却ポンプ出口流量</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</p> <p>② 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>② 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p>	<p>機器動作状態にある注水量と崩壊熱除去に必要な注水量により推定する。</p> <p>② 高圧代替注水系系統流量</p> <p>② 復水補給水系流量（RHR A系代替注水量）</p> <p>② 復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系系統流量</p> <p>② 高圧炉心注水系系統流量</p> <p>② 残留熱除去系系統流量</p>	<p>機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。</p> <p>② 高圧原子炉代替注水量</p> <p>② 代替注水量（常設）</p> <p>② 低圧原子炉代替注水量</p> <p>② 低圧原子炉代替注水量（狹帯域用）</p> <p>② 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</p> <p>② 高圧炉心スプレイポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>② 低圧炉心スプレイポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱代替除去系原子炉注水量</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、直流駆動低圧注水系を設置 <p>記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
③原子炉圧力	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	【女川との相違】 ・女川は原子炉水位（SA広帯域）とは計測範囲の異なる原子炉水位（SA燃料域）を設置
③原子炉圧力（SA）	原子炉水位（燃料域）により推定する。	③原子炉圧力（SA）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力（SA）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	
③圧力抑制室圧力	原子炉水位（燃料域）により推定する。	③格納容器内圧力（S/C）		③サブレッションチェンバ圧力（SA）		
①原子炉水位（燃料域）						
②高圧代替注水系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②残留熱除去系洗浄ライン流量						
②残留熱除去系（残留熱除去系ヘッドスブレイライン）洗浄流量						
②残留熱除去系洗浄ライン流量						
②残留熱除去系（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン）洗浄流量						
②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量						
②代替循環冷却ポンプ出口流量						
②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量						
②高圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量						
②残留熱除去系ポンプ出口流量						
②低圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	流量					
③原子炉圧力	③原子炉圧力（S A）	原子炉圧力、原子炉圧力（S A）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力抑制室圧力を推定する。				
③原子炉圧力（S A）	③圧力抑制室圧力					
※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合		※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合		※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
4. 原子炉圧力容器への注水量									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ		主要パラメータ 要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ		備考
		要素	推定方法				要素	推定方法	
運転 起 ※6 高温停止 ※6	高圧代替注水系ポンプ 出口流量	①復水貯蔵タンク 水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	高圧代替注水系系統流量	運転 起 ※6 高温停止 ※6	高圧原子炉代替注水流	①サプレッションプール水位（S A）	水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。	【島根固有】 ・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。				②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水位の水位変化により高圧原子炉代替注水流を推定する。	
運転 起 ※6 高温停止 ※6	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク 水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	原子炉隔離時冷却系系統流量	運転 起 ※6 高温停止 ※6	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①サプレッションプール水位（S A）	水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。	【島根固有】 ・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。				②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水位の水位変化により原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量を推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>①復水貯蔵タンク水位</p> <p>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p>	<p>水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（S A 広帯域） 原子炉水位（S A 燃料域）</p>	<p>①復水貯蔵槽水位 (SA)</p> <p>高圧炉心注水系統流量</p>	<p>水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位 (SA)</p>	<p>①サプレッションプール水位 (S A)</p> <p>高圧炉心スプレイポンプ出口流量</p>	<p>水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。</p> <p>注水先の原子炉水位の水位変化により高圧炉心スプレイポンプ出口流量を推定する。</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。</p>
<p>※6：高圧代替注水系統流量および原子炉隔離時冷却系系統流量について、原子炉圧力が1.04MPa [gauge] 以上の場合に適用する。</p>						
<p>※6：高圧代替注水系統流量及び原子炉隔離時冷却系系統流量について、原子炉圧力が1.03MPa [gauge] 以上の場合に適用する。</p>						
<p>・記載箇所の相違（島根は、分割した表の注記は最後にまとめて記載）</p>						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ	要素	推定方法	
		要素	推定方法			要素	推定方法						要素
運転 起 高温停止	代替循環冷却ポンプ出口流量	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位
		②原子炉水位（広帯域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。										
		②原子炉水位（S A広帯域）		②原子炉水位（S A燃料域）		②原子炉水位（S A燃料域）		②原子炉水位（S A燃料域）		②原子炉水位（S A燃料域）		②原子炉水位（S A燃料域）	
		②原子炉水位（S A燃料域）		②原子炉水位（S A燃料域）		②原子炉水位（S A燃料域）		②原子炉水位（S A燃料域）		②原子炉水位（S A燃料域）		②原子炉水位（S A燃料域）	

【女川との相違】
 ・女川は、直流駆動低圧注水系を設置

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7	残留熱除去 系洗浄ライ ン流量（残 留熱除去系 ヘッドスプ レイライン 洗浄流量）	①復水貯蔵タンク 水位 ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である復水貯 蔵タンク水位の変 化量により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵タンクの 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 原子炉水位の変化 量により注水量を 推定する。	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	水源である復水貯 蔵槽水位（SA）の 変化により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵槽の補給 状況も考慮した上 で注水量を推定す る。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水 流量は、可搬型設備 を使用した注水流量 であることから水源 の水位を代替パラメ ータとしていない。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（可搬型） における崩壊熱相当 の低流量を低圧原子 炉代替注水流量（狭
	残留熱除去 系洗浄ライ ン流量（残 留熱除去系 B系格納容 器冷却ライ ン洗浄流 量）	②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である復水貯 蔵タンク水位の変 化量により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵タンクの 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 原子炉水位の変化 量により注水量を 推定する。	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	水源である低圧原 子炉代替注水槽水 位の水量変化によ り注水量を推定す る。なお、低圧原 子炉代替注水槽の 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 注水先の原子炉水 位の水位変化によ り代替注水流量 （常設）を推定す る。	
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7		運 転 起 高温停止 低温停止 燃料交換※ 7	運 転 起 高温停止 低温停止 燃料交換※ 7	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	①原子炉水位（広 帯域） ①原子炉水位（燃 料域） ①原子炉水位（S A）	【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水 流量は、可搬型設備 を使用した注水流量 であることから水源 の水位を代替パラメ ータとしていない。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（可搬型） における崩壊熱相当 の低流量を低圧原子 炉代替注水流量（狭
				①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	①原子炉水位（広 帯域） ①原子炉水位（燃 料域） ①原子炉水位（S A）	【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水 流量は、可搬型設備 を使用した注水流量 であることから水源 の水位を代替パラメ ータとしていない。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（可搬型） における崩壊熱相当 の低流量を低圧原子 炉代替注水流量（狭

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①サブプレッショ ン・チェンバ プール水位	水源であるサブプレ ッション・チェン バ・プール水位の 変化により注水量 を推定する。	①サブプレッショ ン・チェンバ プール水位（S A）	水源であるサブプレ ッションプール水 位の変化により注 水量を推定する。	帯域用)で計測する。
②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（S A広帯域） ②原子炉炉水位（S A燃料域）	原子炉炉水位の変化 量により注水量を 推定する。	②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（SA）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り残留熱除去系系 統流量を推定す る。	②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（S A）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り残留熱除去ポン プ出口流量を推定 する。	
残留熱除去 系ポンプ出 口流量		残留熱除去 系系統流量			残留熱除去 ポンプ出口 流量	
①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①サブプレッシヨ ン・チェンバ プール水位	水源であるサブプレ ッション・チェン バ・プール水位の 変化により注水量 を推定する。	①サブプレッシヨ ン・チェンバ プール水位（S A）	水源であるサブプレ ッションプール水 位の変化により注 水量を推定する。	・記載箇所の相違（島 根は、分割した表の 注記は最後にまとめ て記載）
②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（S A広帯域） ②原子炉炉水位（S A燃料域）	原子炉炉水位の変化 量により注水量を 推定する。	②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（SA）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り残留熱除去系系 統流量を推定す る。	②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（S A）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り低圧炉心スプレ イポンプ出口流量 を推定する。	
低圧炉心ス プレイ系ポ ンプ出口流 量					低圧炉心ス プレイポン プ出口流量	
※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合		※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉				備考	
	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法	<p>・記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）</p> <p>・記載箇所の相違（柏崎、女川の注記は上段に記載）</p>
		<p>運転 起動 高温停止</p>	<p>①サプレッションプール水位（S A）</p> <p>②原子炉水位（広帯域）</p> <p>②原子炉水位（燃料域）</p> <p>②原子炉水位（S A）</p>	<p>水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。</p> <p>注水先の原子炉水位の水位変化により残り残留熱代替除去系原子炉注水流量を推定する。</p>		
		<p>※6：高圧原子炉代替注水流量および原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量については、原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上の場合に適用する。</p> <p>※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
5. 格納容器への注水量						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ
	要素	要素	推定方法	要素	要素	推定方法
運転・起動・高温停止	残熱除去系洗浄ライン流量（残熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	運転・起動・高温停止	①低圧原子炉代替注水槽水位	水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により注水量を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
		②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C) ②格納容器下部水位		②ドライウエル圧力 (SA) ②サブレッションチェンバ圧力 (SA)	②ドライウエル水位 ②サブレッションプール水位 (SA) およびペデスタル水位
運転・起動・高温停止	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力
【島根固有】						
<ul style="list-style-type: none"> 島根は、格納容器代替スプレイ系（常設）、格納容器代替スプレイ系（可搬型）および残熱代替除去系に各々流量計を設置 【島根固有】 島根は、ドライウエルからサブレッションプールへの水の流入を考慮してサブレッションプール水位を記載 						
【女川との相違】						
<ul style="list-style-type: none"> 女川は、代替パラメータにより注水機能が確保されていることを推定する。 						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
残留熱除去 系洗浄ライ ン流量（残 留熱除去系 B系格納容 器冷却ライ ン洗浄流 量）	①復水貯蔵タンク 水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。				【女川との相違】 ・女川は、格納容器代替スプレイトして残留熱除去系B系も使用する。
	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				
	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【島根固有】 ・島根は、注水先の圧力による推定のためドライウエル圧力（SA）およびサブレーションチェンバ（SA）より格納容器代替スプレイト流量を推定する。 注水先のドライウエル圧力（SA）またはサブレーションチェンバ圧力（SA）より格納容器代替スプレイト流量を推定する。 注水先のドライウエル水位、サブレーションプール水位（SA）およびペDESTアル水位の変化により格納容器代替スプレイト流量を推定する。
原子炉格納 容器代替ス プレイト流量	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	②ドライウエル温度 ②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【女川との相違】 ・女川は、代替パラメータにより注水機能が確保されていることを推定する。
	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				
代替循環冷却ポンプ出口流量	②ドライウエル温度 ②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【島根固有】 ・島根では、ペDESTアル代替注水流量は、可搬型設備を使用した注水流量であり水源の水位を代替パラメータとはしていない。
原子炉格納容器下部注水流量	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位 (SA)	水源である復水貯蔵タンク水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	ペDESTアル代替注水流量	
	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。	②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C) ②格納容器下部水位	注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）を推定する。	注水先のペDESTアル水位およびドライウエル水位の変化によりペDESTアル代替注水流量を推定する。 ①ペDESTアル水位 ①ドライウエル水位	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
				ペDESTAL 代替注水流 量（狭領域 用）	①ペDESTAL水 位 ①ドライウエル水 位 注水先のペDESTAL ル水位およびドラ イウエル水位の変 化によりペDESTAL ル代替注水流量 （狭領域用）を推 定する。	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ペDESTAL代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置する。 記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は残留熱代替除去系による原子炉圧力容器および格納容器への注水に対して各々流量計を設置しているため、残留熱代替除去系原子炉注水流量を代替パラメータとしている。また、島根はポンプの出口圧力との注水特性から推定するため残留熱代替除去ポンプ出口圧力を代替パラメータとしている。
			残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量	①残留熱代替除去系原子炉注水流 量 ①残留熱代替除去ポンプ出口圧力	残留熱代替除去ポンプ出口圧力から残留熱代替除去ポンプの注水特性を用いて流量を推定し、この流量から残留熱代替除去系原子炉注水流量を差し引いて、残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
6. 格納容器内の温度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	推定方法
	要素	要素	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法
運転起動高温停止	ドライウエルの温度	①主要パラメータの他の検出器	ドライウエルの温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	①主要パラメータの他のチャンネル	ドライウエルの温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転起動高温停止	ドライウエルの温度	①主要パラメータの他のチャンネル	ドライウエルの温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	ドライウエルの温度	②ドライウエルの圧力	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエルの圧力よりドライウエルの温度を推定する。	②格納容器内圧力(D/W)	飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力(D/W)によりドライウエルの温度を推定する。		ドライウエルの温度	②ペDESTタル温度(S/A)	ペDESTタル温度(S/A)により推定する。
運転起動高温停止		③圧力抑制室圧力	飽和温度/圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力によりドライウエルの温度を推定する。	③格納容器内圧力(S/C)	飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力(S/C)によりドライウエルの温度を推定する。	運転起動高温停止		④サブプレッションチェンバ圧力(S/A)	④サブプレッションチェンバ圧力(S/A)によりドライウエルの温度(S/A)を推定する。
								①主要パラメータの他のチャンネル	①主要パラメータの他のチャンネル
							ペDESTタル温度(S/A)	②ドライウエルの温度(S/A)	②ドライウエルの温度(S/A)により推定する。

【島根固有】
 ・島根は、ドライウエルの内の雰囲気温度のパラメータ名称を、ドライウエルの温度(S/A)とペDESTタル温度(S/A)に分けており、相互に代替パラメータとして

【島根固有】
 ・島根は、ドライウエルの内の雰囲気温度のパラメータ名称を、ドライウエルの温度

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 赤字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
		③ドライウエル圧力 (SA)	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル圧力 (SA) によりペデスタル温度 (SA) を推定する。
		④サブプレッションチェンバ圧力 (SA)	
		①主要パラメータ 他の検出器	【島根固有】 ・島根は、ペデスタル水温度を計測する。
		②サブプレッションプール水温度	
		③圧力抑制室内空気温度	飽和温度/圧力の関係を利用して圧力抑制室内空気温度を推定する。
		①主要パラメータ 他の検出器	ペデスタル水温度 (SA) ペデスタル水温度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
		②サブプレッションプール水温度	
		③圧力抑制室内空気温度	サブプレッションチェンバ温度 (SA) サブプレッションチェンバ温度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
			サブプレッションチェンバ・プール水温度によりサブプレッション・チェンバ・プール水温度を推定する。
			飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力 (S/C) によりサブプレッション・チェンバ・プール水温度を推定する。
			飽和温度/圧力の関係を利用して圧力抑制室内空気温度を推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載発現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
			監視可能であればサブレーション・チェンバ氣體温度（常用計器）により、温度を推定する。			【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、サブレーション・チェンバ氣體温度が1チャンネルであり常用計器を代替パラメータに記載
			サブレーション・チェンバ氣體温度（常用計器）により、温度を推定する。			【女川との相違】 ・女川は、原子炉格納容器下部温度を設置
			サブレーション・チェンバ氣體温度（常用計器）により、温度を推定する。			【女川との相違】 ・女川は、原子炉格納容器下部温度を設置
			サブレーション・チェンバ氣體温度（常用計器）により、温度を推定する。			【女川との相違】 ・女川は、原子炉格納容器下部温度を設置
			サブレーション・チェンバ氣體温度（常用計器）により、温度を推定する。			【女川との相違】 ・女川は、原子炉格納容器下部温度を設置
			サブレーション・チェンバ氣體温度（常用計器）により、温度を推定する。			【女川との相違】 ・女川は、原子炉格納容器下部温度を設置

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
7. 格納容器内の圧力			7. 原子炉格納容器内の圧力			7. 格納容器内の圧力					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		主要要素	推定方法		
		要素	推定方法			要素	推定方法				
運転 起 高温停止	ドライウエル圧力	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。	運転 起 高温停止	格納容器内圧力 (D/W)	①格納容器内圧力 (S/C)	格納容器内圧力 (S/C) により推定する。	①主要パラメータ の他 他チャネル	ドライウエル圧力 (SA) の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。		
		②ドライウエル温度	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル温度によりドライウエル圧力を推定する。			②ドライウエル温度	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル温度により格納容器内圧力 (D/W) を推定する。			②サブプレッション チェンバ圧力 (SA)	サブプレッションチェンバ圧力 (SA) により推定する。
		③ [ドライウエル圧力]	監視可能であればドライウエル圧力 (常用計器) により、ドライウエル圧力を推定する。			③ [格納容器内圧力 (D/W)]	監視可能であれば格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。			③ドライウエル温度 (SA)、ペDESTAL温度 (SA) に より ドライウエル圧力 (SA) を推定する。	③ドライウエル温度 (SA)、ペDESTAL温度 (SA) に より ドライウエル圧力 (SA) を推定する。
運転 起 高温停止	圧力抑制室圧力	①ドライウエル圧力	ドライウエル圧力により推定する。	運転 起 高温停止	格納容器内圧力 (S/C)	①格納容器内圧力 (D/W)	格納容器内圧力 (D/W) により推定する。	①主要パラメータ の他 他チャネル	サブプレッションチェンバ圧力 (SA) の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。		
		②ドライウエル圧力	ドライウエル圧力により推定する。			②ドライウエル圧力 (SA)	ドライウエル圧力 (SA) により推定する。				

【島根固有】

・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており主要パラメータの他チャネルを代替パラメータとして使用する。
 女川および柏崎は、代替パラメータとして常用計器を使用する。(下段に記載)

【島根固有】

・島根は、ドライウエル内の雰囲気温度のパラメータ名称をドライウエル温度 (SA) とペDESTAL温度 (SA) に分けている。

【島根固有】

・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており主要パラメータの他チャネルを代替パラメータとして使用する。
 女川および柏崎は、代替パラメータとして常用計器を使用する。(下段に記載)

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	②圧力抑制室内空気温度	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室内空気温度により圧力抑制室圧力を推定する。	②サブプレッショ ン・チエンバ気 体温度	飽和温度／圧力の関係を利用してサブプレッジョン・チエンバ気体温度により格納容器内圧力（S/C）を推定する。	③サブプレッジョン チエンバ温度（S A）	飽和温度／圧力の関係を利用してサブプレッジョンチエンバ温度（SA）によりサブプレッジョンチエンバ圧力（SA）を推定する。
	③〔圧力抑制室圧力〕	監視可能であれば圧力抑制室圧力（常用計器）により、圧力抑制室圧力を推定する。	③〔格納容器内圧力（S/C）〕	監視可能であれば格納容器内圧力（S/C）（常用計器）により、圧力を推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
8. 格納容器内の水位			8. 原子炉格納容器内の水位			8. 格納容器内の水位			<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ドライウエルからサブレッシュヨンプールへ水が流入することを踏まえて代替パラメータを選定。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、外部水源を使用したドライウエルへ注水する各系統に各々流量計を設置し、動作状況にある流量によりドライウエル水位を推定する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎は、炉型のドライウエル水位に相当する設備がない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（女川はドライウエル水位を下段に記載）
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	
運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止	ドライウエル水位	<p>①サブレッシュヨンプール水位（SA）</p> <p>②代替注水流量（常設）</p> <p>②低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）</p> <p>②格納容器代替スプレイ流量</p> <p>②ペデスタル代替注水流量</p> <p>②ペデスタル代替注水流量（狭帯域用）</p> <p>③低圧原子炉代替注水槽水位</p>	<p>格納容器下部注水の停止判断に用いるドライウエル水位計の監視が不可能となった場合は、サブレッシュヨンプール水位（SA）により推定する。</p> <p>機器動作状態にある流量により、ドライウエル水位を推定する。</p> <p>水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により、ドライウエル水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
						<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、格納容器代替スプレイ系（常設）および格納容器代替スプレイ系（可搬型）に各々流量計を設置する。 <p>【柏崎との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎は、外部水源による格納容器代替スプレイの流量のみ代替パラメータとしている。島根および女川は、外部水源による格納容器代替スプレイに加えて、原子炉圧力容器からサブプレッションポンプ出口流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量および原子炉格納容器下部注水量により、外部水源を使用した注水量の積算により圧力抑制室水位を推定する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ペDESTAL代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置する。
<p>① 主要パラメータの他チャンネル</p> <p>② 高圧代替注水系ポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）</p> <p>② 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）</p> <p>② 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</p> <p>② 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p> <p>② 原子炉格納容器代替スプレイ流量</p> <p>② 原子炉格納容器下部注水量</p>	<p>圧力抑制室水位</p> <p>1 チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。</p> <p>高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量および原子炉格納容器下部注水量により、外部水源を使用した注水量の積算により圧力抑制室水位を推定する。</p>	<p>① 復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）</p> <p>① 低圧原子炉代替注水量（狭帯域用）</p>	<p>復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）の注水量により、サブプレッション・チェンバ・プール水位を推定する。</p>	<p>サブプレッションポンプ出口水位（SA）</p>	<p>① 代替注水量（常設）</p> <p>① 低圧原子炉代替注水量</p> <p>① 低圧原子炉代替注水量（狭帯域用）</p>	<p>機器動作状態にある流量により、サブプレッションポンプ水位（SA）を推定する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により、原子炉格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	②復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位の変化により、サブレーション・チェンバ・プール水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	②低圧原子炉代替注水水位	水源である低圧原子炉代替注水水位の水量変化により、サブレーション・チェンバ・プール水位 (S/A) を推定する。なお、低圧原子炉代替注水水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	【柏崎刈羽との相違】 ・ 柏崎は、圧力計2か所の差圧から水位を推定
①主要パラメータの他チャンネル	原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	③格納容器内圧力 (D/W) ③格納容器内圧力 (S/C) ④ [サブレーション・チェンバ・プール水位]	差圧によりサブレーション・チェンバ・プール水位を推定する。 監視可能であればサブレーション・チェンバ・プール水位 (常用計器) により、水位を推定する。	③ [サブレーション・プール水位]	監視可能であればサブレーション・プール水位 (常用計器) により、水位を推定する。	
①主要パラメータの他チャンネル	原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	ペデスタル水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・ 島根は、ペデスタル代替注水系 (常設) およびペデスタル代替注水系 (可搬型) に各々流量計を設置する。 【島根固有】 ・ 島根は、格納容器代替スプレイス (可搬型) により注水した
②残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイス洗浄流量) ②残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイス洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)、原子炉格納容器代替スプレイス流量、代	格納容器下部水位	復水補給水系流量 (格納容器下部注水量) の注水量により、格納容器下部水位を推定する。	②代替注水流量 (常設)	代替注水流量 (常設)、格納容器代替スプレイス流量、ペデスタル代替注水流量により、ペデスタル水位を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
②原子炉格納容器代替スプレイ流量	②原子炉格納容器下部注水量により原子炉格納容器下部水位を推定する。	②復水補給水系流量（格納容器下部注水量）	③復水貯蔵槽水位（SA）	②格納容器代替スプレイ流量	②ペデスタル代替注水量	水が格納容器下部に流入することを考慮して代替パラメータを設定
③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により、原子炉格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵槽水位の変化により、格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	③低圧原子炉代替注水槽水位	水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により、ペデスタル水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。		
①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。					【女川との相違】 ・記載箇所の相違（島根はドライウエル水位を上段に記載）
②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）					
②原子炉格納容器	②原子炉格納容器					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
代替スプレイ流量	子炉格納容器下部注水流量によりドリドライウエル水位を推定する。							
②代替循環冷却ポンプ出口流量								
②原子炉格納容器下部注水流量								
③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の變化量により、ドリドライウエル水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
9. 格納容器内の水素濃度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ		主要パラメータ	要素	代替パラメータ		<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、既設の格納容器水素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載 【女川との相違】 <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（女川の格納容器内雰囲気水素濃度に相当） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、既設の格納容器水素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載
	要素	要素	要素	推定方法	要素	要素	要素	推定方法	
運転起動高温停止	格納容器内水素濃度 (D/W)	① 主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内水素濃度 (SA)	① 格納容器内水素濃度 (SA)	格納容器水素濃度 (SA) により推定する。		
			格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。				② [格納容器水素濃度 (A系)] 格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。		
運転起動高温停止	格納容器内水素濃度 (D/W)	① 主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内水素濃度 (SA)	① 格納容器水素濃度 (B系)	格納容器水素濃度 (B系) により推定する。		
			格納容器内水素濃度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。				② [格納容器水素濃度 (A系)] 格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
格納容器内 水素濃度 (S/C)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃 度(S/C)の1 チャンネルが故障 した場合は、他チ ャネルにより推 定する。								【女川との相違】 ・女川は、島根および 柏崎の「格納容器水 素濃度(SA)」に相 当する設備のパラメ ータ名称を2つに分 けて設定
	②格納容器内雰囲気 水素濃度	格納容器内雰囲気 水素濃度により推 定する。								
格納容器内 雰囲気水素 濃度	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内雰囲気 水素濃度の1チャ ンネルが故障した 場合は、他チャン ネルにより推定す る。								【女川との相違】 ・女川は、島根および 柏崎の「格納容器水 素濃度(SA)」に相 当する設備のパラメ ータ名称を2つに分 けて設定
	②格納容器内水素 濃度(D/W) ②格納容器内水素 濃度(S/C)に より推定する。	格納容器内水素濃 度(D/W)およ び格納容器内水素 濃度(S/C)に より推定する。								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考				
10. 格納容器内の放射線量率													
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法		
	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (D/W)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射 線レベル (D/W)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射 線レベル (D/W)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (D/W)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (D/W)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (D/W)	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (D/W)	①主要パラメータ の他チャンネル が故障した場 合は、他チャンネル により推定す る。
運転 起 高温停止	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (D/W)	② [エリア放射線 モニタ]	格納容器内 雰囲気放射 線レベル (D/W)	② [エリア放射 線モニタ]	格納容器内 雰囲気放射 線レベル (D/W)	② [エリア放射 線モニタ]	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (D/W)	② [エリア放射線 モニタ]	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (D/W)	② [エリア放射線 モニタ]	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (D/W)	② [エリア放射線 モニタ]	監視可能であ れば、エリア放射 線モニタ（有効監視 パラメータ）の指 示値を用いて、格 納容器内の放射線 量率を推定する。
	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (S/C)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射 線レベル (S/C)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射 線レベル (S/C)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (S/C)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (S/C)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射 線モニタ (S/C)	①主要パラメータ の他チャンネル が故障した場 合は、他チャンネル により推定す る。	監視可能であ れば、エリア放射 線モニタ（有効監視 パラメータ）の指 示値を用いて、格 納容器内の放射線 量率を推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根要前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
11. 未臨界の維持または監視										
11.1 未臨界の維持または監視			11.1 未臨界の維持または監視			11.1 未臨界の維持または監視				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	備考
起動※ ⁸ 高温停止 冷温停止 燃料交換※ ⁹	①主要パラメータ の他チャンネル チャンネルにより 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒位置指示系 (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動領域モニタの 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 ③ [制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動※ ⁸ 高温停止 冷温停止 燃料交換※ ⁹	起動領域モニタの 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 ③ [制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動※ ⁸ 高温停止 冷温停止 燃料交換※ ⁹	起動領域モニタの 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 ③ [制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動※ ⁸ 高温停止 冷温停止 燃料交換※ ⁹	①主要パラメータの他チャンネル ②中間領域計装 ②平均出力領域計装 ③ [制御棒手動操作・監視系] ③ [制御棒手動操作・監視系]	①主要パラメータの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②中間領域計装、平均出力領域計装により推定する。 ③ [制御棒手動操作・監視系] ③ [制御棒手動操作・監視系]	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を設置しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
起動 ※ ⁸ 高温停止 冷温停止 燃料交換※ ⁹	①主要パラメータの他チャンネル チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 ③ [制御棒位置指示系] ③ [制御棒位置指示系]	起動領域モニタの 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 ③ [制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動※ ⁸ 高温停止 冷温停止 燃料交換※ ⁹	起動領域モニタの 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 ③ [制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動※ ⁸ 高温停止 冷温停止 燃料交換※ ⁹	起動領域モニタの 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 ③ [制御棒操作監視系 (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動※ ⁸ 高温停止 冷温停止 燃料交換※ ⁹	①主要パラメータの他チャンネル ②中間領域計装 ②平均出力領域計装 ③ [制御棒手動操作・監視系] ③ [制御棒手動操作・監視系]	①主要パラメータの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 ②中間領域計装、平均出力領域計装により推定する。 ③ [制御棒手動操作・監視系] ③ [制御棒手動操作・監視系]	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を設置しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
運 起 運 転	①主要パラメータ の他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	平均出力領域計装	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
	②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装	
運 起 運 転	③ [制御棒位置指示系]	制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）により全制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	③ [制御棒操作監視系]	制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	平均出力領域計装	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装	
運 起 運 転	②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装 ・島根は、起動における中性子源領域計装の計測期間を記載している。 【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しており、保安規定 27 条の期間を記載。
	③平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	③平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装	

※8：中性子源領域の場合に適用する。

※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※8：計数領域の場合に適用する。

※9：中性子源領域計装周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※10：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合または全燃料が取り出されている場合を除く。

※8：中間領域計装がレンジ2以下である場合。

※9：中性子源領域計装周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※10：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合または全燃料が取り出されている場合を除く。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
12. 最終ヒートシンクの確保									
(1) 代替循環冷却系									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	推定方法
運転 起動 高温停止	残留熱除去系熱交換器入口温度	① 主要パラメータ 他の検出器	① サプレッション・チェンバ・プールの検出器が故障した場合、他の検出器により推定する。	① 主要パラメータ 他のチェンネル	① サプレッション・チェンバ・プールの1チェンネルが故障した場合、他チェンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	残留熱除去系熱交換器出口温度	① 主要パラメータ 他のチェンネル	① 主要パラメータ の1チェンネルが故障した場合は、他チェンネルにより推定する。
		② 圧力抑制室内空気温度	② 圧力抑制室内空気温度により推定する。	② サプレッション・チェンバ・気体温度	② サプレッション・チェンバ・気体温度によりサプレッション・チェンバ・プールの水温度を推定する。			② サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S A)	② サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S A) によりサプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S A) を推定する。
運転 起動 高温停止	代替循環冷却ポンプ出口流量 (原子炉圧力容器への注水)	① 圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度により推定する。	運転 起動 高温停止	残留熱除去系熱交換器出口温度	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S A)	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S A) により推定する。
		② 原子炉水位 (広帯域)	注水先の原子炉水位の変化量により注水量を推定する。	② 原子炉水位 (燃料域)	② 原子炉水位 (燃料域) により注水量を推定する。			② 原子炉水位 (S A)	② 原子炉水位 (S A) により推定する。
運転 起動 高温停止	代替循環冷却ポンプ出口流量 (原子炉圧力容器への注水)	① 圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	① 原子炉水位 (広帯域)	① 原子炉水位 (広帯域) により注水先の原子炉水位の変化により注水量 (RHR A 系代替注水量) を推定する。	運転 起動 高温停止	残留熱除去系原子炉注水量	① 原子炉水位 (燃料域)	① 原子炉水位 (燃料域) により注水量を推定する。
		② 原子炉水位 (S A 燃料域)	注水先の原子炉水位の変化により注水量 (RHR A 系代替注水量) を推定する。	② 原子炉水位 (S A 燃料域)	② 原子炉水位 (S A 燃料域) により注水量を推定する。			② 原子炉水位 (S A)	② 原子炉水位 (S A) により注水量を推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>③残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</p> <p>③残留熱代替除去ポンプ出口圧力</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの出口圧力とポンプの注水特性を用いて推定
	<p>②原子炉圧力容器温度</p>	<p>④原子炉圧力容器温度（SA）</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの出口圧力とポンプの注水特性を用いて推定
	<p>①復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）</p> <p>①復水補給水系下部注水流量</p> <p>①復水移送ポンプ吐出圧力</p>	<p>①残留熱代替除去系原子炉注水流量</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎の「復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）」は、島根では「残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量」に含まれる。
<p>代替循環冷却ポンプ出口流量（原子炉格納容器への注水）</p>	<p>原子炉圧力容器温度により最終ヒートシンクが確保されていることを確認する。</p>	<p>残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は注水先の水位変化により推定
	<p>③原子炉圧力容器温度</p>	<p>原子炉圧力容器温度（SA）により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	
	<p>原子炉格納容器下部水位、ドラウエル水位の変化量により代替循環冷却ポンプ出口流量を推定する。</p>		
	<p>①原子炉格納容器下部水位</p> <p>①ドラウエル水位</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	<p>ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p> <p>② ドライウエル温度</p> <p>② ドライウエル圧力</p> <p>② 圧力抑制室圧力</p>	<p>② サプレッション・チェンバ・プールのドライウエル温度</p> <p>② ドライウエル雰囲気温度</p> <p>② サプレッション・チェンバ内気体温度</p>	<p>サプレッション・チェンバ・プール温度、ドライウエル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ気体温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	<p>② サプレッション・チェンバ・プールのドライウエル温度 (SA)</p> <p>② ドライウエル温度 (SA)</p> <p>② サプレッション・チェンバ温度 (SA)</p>	<p>サプレッション・チェンバ温度 (SA)</p> <p>② サプレッション・チェンバ温度 (SA)</p> <p>より最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、格納容器圧力も代替パラメータとして記載 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎は、復水移送ポンプによる格納容器下部流量計を個別に設置している。
		<p>① 復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</p> <p>① 復水移送ポンプ吐出圧力</p> <p>① 格納容器内圧力 (S/C)</p> <p>① サプレッション・チェンバ・プール水位</p>	<p>① 復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</p> <p>① 復水移送ポンプ吐出圧力</p> <p>① 格納容器内圧力 (S/C)</p> <p>① サプレッション・チェンバ・プール水位</p>			
		<p>復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)</p>	<p>注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量) を推定する。</p>			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 赤字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
(2) 原子炉格納容器フィルタベント系										
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		運転 起動 高温停止	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		運転 起動 高温停止	
	要素	要素	要素			要素	要素	要素		要素
	フィルタ装置水位（広帯域）	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。			フィルタ装置水位	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容量 器水位	スクラバ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載
	フィルタ装置置入口圧力（広帯域）	①ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。			フィルタ装置置入口圧力	①格納容器内圧力（D/W） ①格納容器内圧力（S/C）	スクラバ装置圧力	スクラバ装置圧力（D/W）または格納容器内圧力（S/C）の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。	
	フィルタ装置置出口圧力（広帯域）	①ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。						スクラバ装置温度	【女川との相違】 ・女川は、フィルタ装置の出口圧力を設置
	フィルタ装置置温度	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。			スクラバ装置温度	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ装置温度	スクラバ装置温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
(2) 格納容器フィルタベント系										
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		運転 起動 高温停止	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		運転 起動 高温停止	
	要素	要素	要素			要素	要素	要素		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
フィルタ装置 出口放射 線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置出口 放射線モニタの1 チャンネルが故障 した場合は、他チ ャンネルにより推 定する。	①主要パラメータ の他チャンネル	第1ベント フィルタ出 口放射線モ ニタ(高レン ジ・低レン ジ)	①主要パラメータ の他チャンネル	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、可搬型設備の予備を代替パラメータに設定 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、重大事故等対処設備としても使用する格納容器水素濃度（B系）を代替パラメータとして設定している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、島根および柏崎の「格納容器水素濃度（SA）」に相当する設備のパラメータ名称を2つに分けて設定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根および女川は、同様の計測装置を使用していない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根および女川では、pH計は自主対策設備
フィルタ装置 出口放射 線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置水素 濃度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネル により推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル		①主要パラメータ の予備	
フィルタ装置 出口放射 線モニタ	①格納容器内水素 濃度（D/W） ①格納容器内水素 濃度（S/C）	格納容器内の水素 が原子炉格納容器 フィルタベント系 フィルタ装置の配 管内を通過するこ とから、格納容器 内水素濃度（D/ W）または格納容 器内水素濃度（S /C）により推定 する。	②格納容器内水素 濃度（SA）	第1ベント フィルタ出 口放射線モ ニタ(高レン ジ)	②格納容器水素濃 度（B系） ②格納容器水素濃 度（SA）	
フィルタ装置 出口放射 線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉格納容器内 の水素ガスが格納 容器圧力逃がし装 置の配管内を通過 することから、格 納容器内水素濃度 （SA）により推定 する。	①主要パラメータ の他チャンネル	第1ベント フィルタ出 口放射線モ ニタ(高レン ジ)	②格納容器水素濃 度（B系） ②格納容器水素濃 度（SA）	
フィルタ装置 出口放射 線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置金属 フィルタ差圧の1 チャンネルが故障 した場合は、他チ ャンネルにより推 定する。	①主要パラメータ の他チャンネル			
フィルタ装置 出口放射 線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置水位 によりベントガス に含まれる水蒸気 の凝縮によるスク ラバ水の希釈状況 により推定する。	①フィルタ装置水 位			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
(3) 耐圧強化ベント系					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		耐圧強化ベント系 放射線モニタの1 チャンネルが故障 した場合は、他チャンネルにより推 定する。	【島根固有】 ・島根では、耐圧強化 ベントは自主対策設 備
	要素	要素	要素		
運転 起動 高温停止	耐圧強化ベント系放射線モニタ	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
		フィルタ装置 水素濃度	①格納容器内水素濃度 (SA)	原子炉格納容器内の水素ガスが耐圧強化ベント系の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条項構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(4) 残留熱除去系			(4) 残留熱除去系			(3) 残留熱除去系			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素		要素	要素		要素	要素	
	推定方法	推定方法		推定方法	推定方法		推定方法	推定方法	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度およびサブプレッショントシंकにより最終ヒートシंकが確保されていることを推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度、サブプレッショントシंकにより最終ヒートシंकが確保されていることを推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度(SA)、サブプレッショナルプール水温度(SA)により、最終ヒートシंकが確保されていることを推定する。	【島根固有】 ・島根は、原子炉補機冷却系に系統流量を計測する装置を設置していない。
	残留熱除去系熱交換器出口温度	②原子炉補機冷却水系統流量および残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量		残留熱除去系熱交換器出口温度	②原子炉補機冷却水系統流量		残留熱除去系熱交換器出口温度	②残留熱除去系熱交換器冷却水流量	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系ポンプ出口流量	②残留熱除去系ポンプ出口圧力	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系系統流量	①残留熱除去系ポンプ吐出圧力	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	残留熱除去系ポンプ流量	①残留熱除去系ポンプ出口圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。	【女川との相違】 ・女川は、圧力抑制室水位を代替パラメータとして記載
	残留熱除去系ポンプ出口流量	②残留熱除去系ポンプ出口圧力		残留熱除去系系統流量	①残留熱除去系ポンプ吐出圧力		残留熱除去系ポンプ流量	①残留熱除去系ポンプ出口圧力から残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：設備整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
13. 格納容器バイパスの監視										
(1) 原子炉圧力容器内の状態										
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	要素	要素	要素	要素	要素	要素	要素	要素
運転 起動 高温停止	原子炉水位（広帯域）	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位（広帯域）	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位（広帯域）	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	原子炉水位（燃料域）	②原子炉水位（SA A広帯域）	原子炉水位（SA A燃料域）により推定する。	原子炉水位（燃料域）	②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。	原子炉水位（燃料域）	②原子炉水位（SA A）	原子炉水位（SA）により推定する。	原子炉水位（SA）により推定する。
運転 起動 高温停止	原子炉水位（SA広帯域）	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位（SA）	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位（SA）	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	原子炉水位（燃料域）	②原子炉水位（SA A燃料域）	原子炉水位（SA A燃料域）により推定する。	原子炉水位（燃料域）	②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。	原子炉水位（燃料域）	②原子炉水位（SA A）	原子炉水位（SA）により推定する。	原子炉水位（SA）により推定する。
運転 起動 高温停止	原子炉水位（SA広帯域）	①原子炉水位（広帯域）	原子炉水位（広帯域）により推定する。	原子炉水位（SA）	①原子炉水位（広帯域）	原子炉水位（広帯域）により推定する。	原子炉水位（SA）	①原子炉水位（広帯域）	原子炉水位（広帯域）により推定する。	原子炉水位（広帯域）により推定する。
	原子炉水位（SA燃料域）	①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）により推定する。	原子炉水位（燃料域）	①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）により推定する。	原子炉水位（燃料域）	①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）により推定する。	原子炉水位（燃料域）により推定する。
原子炉圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	②原子炉圧力（SA A）	原子炉圧力（SA）により推定する。	原子炉圧力（SA）により推定する。	原子炉圧力（SA）	②原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）により推定する。	原子炉圧力（SA）	②原子炉圧力（SA A）	原子炉圧力（SA）により推定する。	原子炉圧力（SA）により推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条項構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（S A広帯域） ③原子炉水位（S A燃料域） ③原子炉圧力容器温度	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA） ③原子炉圧力容器温度	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（S A） ③原子炉圧力容器温度（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載
①主要パラメータ ①他チャンネル	原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ②原子炉圧力 ③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA） ③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力により推定する。	①原子炉圧力 ②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） ②原子炉圧力容器温度（SA）	原子炉圧力により推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考						
(2) 格納容器内の状態				(2) 原子炉格納容器内の状態				(2) 格納容器内の状態							
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ
	ドライウエ ル温度	① 主要パラメータ の他の検出器	ドライウエ ル温度	① 主要パラメータ の他の検出器	ドライウエ ル温度	① 主要パラメータ の他の検出器	ドライウエ ル温度	① 主要パラメータ の他の検出器	ドライウエ ル温度	① 主要パラメータ の他の検出器	ドライウエ ル温度	① 主要パラメータ の他の検出器	ドライウエ ル温度	① 主要パラメータ の他の検出器	ドライウエ ル温度
運転 起 動 高 温 停 止	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力	② ドライウエ ル圧力
	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]	③ [ドライウエ ル圧力]
監視可能であれば ドライウエ ル圧力 (常用計器)によ り、ドライウエ ル圧力を推定する。				監視可能であれば 格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定 する。				監視可能であれば ドライウエ ル圧力 (常用計器)によ り、ドライウエ ル圧力を推定する。				監視可能であれば 格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定 する。			
① 圧力抑制室圧力 より推定する。				① 格納容器内圧 力 (S/C)				① 格納容器内圧 力 (S/C)				① 主要パラメ ータの他チャ ンネル			
② ドライウエ ル温度				② ドライウエ ル温度				② ドライウエ ル温度				② サプレッショ ンチェンバ ン圧力 (SA) によ り推定する。			
③ [ドライウエ ル圧力]				③ [格納容器圧力 (D/W)]				③ [格納容器圧力 (D/W)]				③ ドライウエ ル温度 (SA)			
飽和温度／圧力の 関係を利用してド ライウエ ル温度を推定する。				飽和温度／圧力の 関係を利用して格 納容器内圧力 (D/W) によりドライウエ ル温度を推定する。				飽和温度／圧力の 関係を利用してド ライウエ ル温度を推定する。				飽和温度／圧力の 関係を利用してド ライウエ ル温度を推定する。			
① 圧力抑制室圧力 より推定する。				① 格納容器内圧 力 (S/C)				① 格納容器内圧 力 (S/C)				① 主要パラメ ータの他チャ ンネル			
② ドライウエ ル温度				② ドライウエ ル温度				② ドライウエ ル温度				② サプレッショ ンチェンバ ン圧力 (SA) によ り推定する。			
③ [ドライウエ ル圧力]				③ [格納容器圧力 (D/W)]				③ [格納容器圧力 (D/W)]				③ ドライウエ ル温度 (SA)			
監視可能であれば ドライウエ ル圧力 (常用計器)によ り、ドライウエ ル圧力を推定する。				監視可能であれば 格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定 する。				監視可能であれば 格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定 する。				監視可能であれば 格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定 する。			

【島根固有】
 ・島根は、主要パラメ
 ータの検出器を複数
 設置しており主要パ
 ラメータの他チャ
 ンネルを代替パラメ
 ータとして使用する。
 女川および柏崎は、
 代替パラメータとし
 て常用計器を使用す
 る。(下段に記載)

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文化等の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文化）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 原子炉建屋内の状態			(3) 原子炉建屋内の状態			(3) 原子炉建屋内の状態			【島根固有】 ・島根は、「重大事故等対策の有効性評価」の格納容器バイパスの對象選定において、低圧設計部が3弁以上の弁で隔離される高圧炉心スプレイ系注入ラインは発生頻度が低いことから評価対象外としており、高圧炉心スプレイ系は監視不要としている。
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法	
運転 起動 高温停止	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	運転 起動 高温停止	高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	
		② [エリア放射線モニタ]	② [エリア放射線モニタ]	② [エリア放射線モニタ]			② [エリア放射線モニタ]	② [エリア放射線モニタ]	
		①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）			原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。		
運転 起動 高温停止	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	運転 起動 高温停止	残留熱除去系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	
		② [エリア放射線モニタ]	② [エリア放射線モニタ]	② [エリア放射線モニタ]			② [エリア放射線モニタ]	② [エリア放射線モニタ]	
		①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）			原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。		
運転 起動 高温停止	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	運転 起動 高温停止	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	
		② [エリア放射線モニタ]	② [エリア放射線モニタ]	② [エリア放射線モニタ]			② [エリア放射線モニタ]	② [エリア放射線モニタ]	
		①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）			原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
14. 水源の確保			14. 水源の確保			14. 水源の確保					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
		要素	推定方法			要素	推定方法			要素	推定方法
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	復水貯蔵タンク水位	① 高圧代替注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量）	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	復水貯蔵タンク水位（SA）	① 高圧代替注水系流量	復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量から、復水貯蔵槽水位（SA）を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※12	低圧原子炉代替注水槽水位	① 代替注水流量（常設）	
		① 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B洗浄ライン流量（残留熱除去系冷却ライン洗浄流量））	① 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B洗浄ライン流量（残留熱除去系冷却ライン洗浄流量））			① 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）	① 復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量）			① 代替注水流量（常設）から低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	復水貯蔵タンク水位	① 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量および原子炉格納容器下部注水流量のうち、復水貯蔵タンクを水源として実際の機器動作状態にある流量により推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。	① 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	復水貯蔵タンク水位（SA）	① 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	① 原子炉隔離時冷却系系統流量	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※12	低圧原子炉代替注水槽水位	① 代替注水流量（常設）	
		① 原子炉格納容器下部注水流量	① 高圧炉心注水系系統流量			① 復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）	① 代替注水流量（常設）				
										【島根固有】 ・当該水源を使用する設備の違いにより代替パラメータが異なる。島根は、低圧原子炉代替注水槽を水源とする系統の流量は代替注水流量（常設）で計測する。	
										【女川との相違】	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>② 高圧代替注水系ポンプ出口圧力</p> <p>② 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</p> <p>② 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</p> <p>② 復水移送ポンプ出口圧力</p>	<p>復水貯蔵タンクを水源とする高圧代替注水系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力および復水移送ポンプ出口圧力が正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵タンク水位が確保されていることを推定する。</p>	<p>② 原子炉水位（広帯域）</p> <p>② 原子炉水位（燃料域）</p> <p>② 原子炉水位（SA）</p>	<p>・ 女川は、復水貯蔵タンクを水源とする機器の出口圧力も代替パラメータとして設定</p>
<p>③ 原子炉水位（広帯域）</p> <p>③ 原子炉水位（燃料域）</p> <p>③ 原子炉水位（SA 広帯域）</p> <p>③ 原子炉水位（SA 燃料域）</p>	<p>注水先の原子炉水位の変化量により復水貯蔵タンク水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p>	<p>② 原子炉水位（広帯域）</p> <p>② 原子炉水位（燃料域）</p> <p>② 原子炉水位（SA）</p> <p>② サプレッションプール水位（SA）</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・ 島根は、サプレッションプール水位（SA）も代替パラメータとして設定</p>
		<p>注水先の原子炉水位またはサプレッションプール水位（SA）の水位変化により低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p> <p>② 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力</p>	<p>注水先の原子炉水位またはサプレッションプール水位（SA）の水位変化により低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p> <p>② 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力</p>
		<p>② 復水移送ポンプ吐出圧力</p>	<p>復水移送ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵タンク水位が確保されていることを推定する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>監視可能であれば 復水貯蔵槽水位 （常用計器）によ り、水位を推定す る。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ [復水貯蔵槽水 位]</td> <td></td> </tr> </table> <p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲ ートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉 の場合</p>						監視可能であれば 復水貯蔵槽水位 （常用計器）によ り、水位を推定す る。		③ [復水貯蔵槽水 位]		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>とにより、水源で ある低圧原子炉代 替注水槽水位が確 保されていること を推定する。</td> </tr> </table>						とにより、水源で ある低圧原子炉代 替注水槽水位が確 保されていること を推定する。	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎は、常用計器を 代替パラメータとし て設定。 <p>・記載箇所の相違（島 根は、分割した表の 注記は最後にまとめ て記載）</p>
		監視可能であれば 復水貯蔵槽水位 （常用計器）によ り、水位を推定す る。																			
	③ [復水貯蔵槽水 位]																				
		とにより、水源で ある低圧原子炉代 替注水槽水位が確 保されていること を推定する。																			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
適用される原子炉の状態	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	代替パラメータ		
	主要パラメータ	要素		主要パラメータ	要素		主要パラメータ	要素	
		①主要パラメータ の他チャンネル							【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載
									【島根固有】 ・島根は高圧原子炉代替注水流量、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量、原子炉心スプレイポンプ出口流量
運転 起 高温停止	圧力抑制室 水位	②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	運転 起 高温停止	サブレーション ポンプ・チェンバール水位	①復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量） ①復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量） ①残留熱除去系流量	運転 起 高温停止	サブレーション ポンプ・チェンバール水位	①高圧原子炉代替注水流量 ①原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ①高圧炉心スプレイポンプ出口流量	【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）および復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）を代替パラメータとして設定
									【女川との相違】 ・女川はポンプの出口流量から水源水位が確保されている事を推定 【島根固有】 ・島根は、水源と注水先が同じとなるサブレーションプールを水源とした格納容器への注水量を水位の推定に使用しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>サブレーションチエンバのプール水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの出口圧力から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水源であることを把握する。</p> <p>③代替循環冷却ポンプ出口圧力 ③残留熱除去系ポンプ出口圧力 ③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</p>	<p>復水移送ポンプ、残留熱除去系ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブレーション・チェンバ・プール水位が確保されていることを推定する。</p> <p>②復水移送ポンプ吐出圧力 ②残留熱除去系ポンプ吐出圧力</p> <p>③ [サブレーション・チェンバ・プール水位]</p>	<p>原子炉隔離時冷却系ポンプ、高圧炉心スプレイ系ポンプ、残留熱除去系ポンプ、低圧炉心スプレイ系ポンプ、残留熱代替除去ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブレーションポンプ出口圧力が確保されていることを推定する。</p> <p>②残留熱除去ポンプ出口圧力 ②低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ②残留熱代替除去ポンプ出口圧力</p> <p>③ [サブレーション・プール水位]</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量および高圧炉心スプレイポンプ出口流量もサブレーションプールを水源として使用する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎は、復水移送ポンプも当該水源を使用
<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>・記載箇所の相違（柏崎は注記を上段に記載）</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
15. 原子炉建屋内の水素濃度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	備考
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※12	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 内水素濃度 ※13	①主要パラメータ の他チャンネル 静的触媒式水素再 結合装置動作監視 装置（静的触媒式 水素再結合装置入 監視装置※14	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 水素濃度※13	①主要パラメータ の他チャンネル 静的触媒式水素再 結合器動作監視装 置（静的触媒式水 素再結合器入口ノ 視装置※14	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋水素濃 度の1チャンネル が故障した場合 は、他チャンネル により推定する。 ②静的触媒式水素 再結合装置動作監 視装置※14	運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※13	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 水素濃度 ※14	①主要パラメータ の他チャンネル 静的触媒式水素再 結合装置動作監視 装置入口温度お よび静的触媒式水 素処理装置出口温 度の温度差により 推定する。 ②静的触媒式水素 処理装置出口温度 ※13	・島根は、出入口検出 器に各々設備名称を 設定
※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合									
※13：「66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。 ※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合装置動作監視装置をいう。									
※13：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合									
※14：第65条（65-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視）において運転上の制限等を定める。									
・島根は、出入口検出器に各々設備名称を設定									

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
16. 格納容器内の酸素濃度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		格納容器内の酸素濃度	主要パラメータ	代替パラメータ		格納容器内の酸素濃度	格納容器内の酸素濃度
	要素	要素	要素			要素	要素		
運転起動高温停止	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内酸素濃度	【島根固有】 ・島根は、既設の格納容器酸素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載 【島根固有】 ・島根は、格納容器酸素濃度を計測する新設の重大事故等対処設備を設置する。
	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		
運転起動高温停止	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内酸素濃度	【島根固有】 ・島根は、既設の格納容器酸素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載 【島根固有】 ・島根は、格納容器酸素濃度を計測する新設の重大事故等対処設備を設置する。
	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>③ [格納容器酸素濃度 (A系)]</p> <p>監視可能であれば格納容器酸素濃度 (A系) (常用計器) により、酸素濃度を推定する。</p> <p>①格納容器酸素濃度 (B系) により推定する。</p> <p>②格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエール)</p> <p>②格納容器雰囲気放射線モニタ (サブレーション)</p> <p>②ドライウエル圧力 (SA)</p> <p>②サブレーションチェンバ圧力 (SA)</p>	<p>・島根は、既設の格納容器酸素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として記載</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根は、格納容器酸素濃度を計測する新設の重大事故等対処設備を設置する。</p>
		<p>格納容器酸素濃度 (SA)</p> <p>ドライウエル圧力 (SA) またはサブレーションチェンバ圧力 (SA) により、格納容器内圧力が正圧であることを確認すること、事故後の格納容器内への空気 (酸素) の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。</p> <p>③ [格納容器酸素濃度 (A系)]</p>	<p>監視可能であれば格納容器酸素濃度 (A系) (常用計器) により、酸素濃度を推定する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
17. 使用済燃料プールの監視 ^{※15}			17. 使用済燃料プールの監視 ^{※15}			17. 燃料プールの監視 ^{※15}			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素		要素	要素		要素	要素	推定方法
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	① 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）により、水位・温度を推定する。	使用済燃料プール水位	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	① 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	使用済燃料貯蔵プールの状態を監視する。	① 燃料プール水位・温度（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	燃料プール水位・温度	燃料プール水位・温度
	② 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により、放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料プールの水位を推定するとともに使用済燃料プールの監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ② 使用済燃料プール監視カメラ		使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量） ③ 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	② 燃料プールエリア放射線モニタ（高線量・低線量） ③ 燃料プール監視カメラ		燃料プールエリア放射線モニタ（高線量・低線量） 燃料プール監視カメラ	燃料プール水位・温度	燃料プール水位・温度
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	① 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	使用済燃料貯蔵プールの状態を監視する。	① 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	使用済燃料貯蔵プールの状態を監視する。	① 燃料プール水位（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	燃料プール水位（SA）	燃料プール水位（SA）
	② 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）にて使用済燃料プールの水位を推定する。	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）		② 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）にて使用済燃料プールの水位を推定する。	② 燃料プールエリア放射線モニタ（高線量・低線量） 燃料プール水位を推定する。		燃料プールエリア放射線モニタ（高線量・低線量） 燃料プール監視カメラ	燃料プール水位・温度（SA）	燃料プール監視カメラ

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）により、水位・温度を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）、（SA）にて水位を測定した後、水位と放射線量率の係数により放射線量率を推定する。	①燃料プール水位（SA）	燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の係数により放射線量率を推定する。	【女川との相違】 ・女川は、使用済燃料プール上部空間放射線モニタによる水位の推定と使用済燃料プール監視カメラによる状態監視を組み合わせた推定手段としている。
②使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の係数を利用して使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	②使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。	②燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	
使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）	使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）により、水位・温度を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（ガイドパルス式）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（ガイドパルス式）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の係数により放射線量率を推定する。	①燃料プール水位（SA）	燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の係数により放射線量率を推定する。	【島根固有】 ・島根は、燃料プールの水位を計測する設備を設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置
使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の係数を利用して使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	②使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。	②燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
使用済燃料監視カメラ	①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	燃料プール監視カメラ（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA）	・島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 【女川との相違】 ・記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）
使用済燃料監視カメラ	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）および使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により使用済燃料プールの状態を推定する。	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	燃料プール監視カメラ（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA）	・島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 【女川との相違】 ・記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）
使用済燃料監視カメラ	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）および使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により使用済燃料プールの状態を推定する。	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	燃料プール監視カメラ（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA）	・島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 【女川との相違】 ・記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）
使用済燃料監視カメラ	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）および使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により使用済燃料プールの状態を推定する。	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	燃料プール監視カメラ（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA）	・島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 【女川との相違】 ・記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）

※15：「66-9-4 使用済燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。

※15：「66-9-3 使用済燃料貯蔵プール監視設備」において運転上の制限等を定める。

※15：「65-9-3 燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(2) 確認事項						
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長 または 電気課長	1. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	
2. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長 または 計測制御課長	2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	
(2) 確認事項						
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 動作不能でないことを指示により確認する。 ※16	1箇月に1回	当直長	1. 動作不能でないことを指示により確認する。 ※16	1箇月に1回	当直長	【島根固有】 ・島根が重大事故等対処設備として設置する格納容器水素濃度（SA）および格納容器酸素濃度（SA）は、適用される原子炉の状態において指示確認が困難であることから動作可能であることを確認する。 (TS-26 重大事故等対処設備に関わるサブライランスの実施方法および確認について 参照)
2. 格納容器水素濃度（SA）および格納容器酸素濃度（SA）が動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	2. 格納容器水素濃度（SA）および格納容器酸素濃度（SA）が動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	・島根は、第1ベントフィルタ出口水素濃度を計測する可搬型重大事故等対処設備を設置する。（記載方法はPWRを踏襲）
3. 第1ベントフィルタ出口水素濃度が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (計装)	3. 第1ベントフィルタ出口水素濃度が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (計装)	
4. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長 (計装)	4. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長 (計装)	
※16：格納容器水素濃度（SA）、格納容器酸素濃度（SA）および第1ベントフィルタ出口水素濃度を除く。						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A1. 発電課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A 1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	
B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B1. 発電課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B 1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	
C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C1. 発電課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1段階以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C 1. 当直長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1段階以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C1. 当直長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1段階以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	
D. 運転、起動または高温停止において条件A、BまたはCの措置を完了した時間内に達成できない場合	D1. 発電課長は、高温停止にする。 および D2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	D. 運転、起動又は高温停止において条件A、B又はCの措置を完了した時間内に達成できない場合	D 1. 当直長は、高温停止にする。 及び D 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	D. 運転、起動または高温停止に は高温停止に おいて条件 A、BまたはCの 措置を完了した 時間内に達成で きない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 および D2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B または C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B 又は C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E 1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B または C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4. 地震 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。 (3) 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 防災課長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 発電管理課長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 (1) 各課長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。 (2) 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失時における地下水の排水措置および復旧に使用する資機材を配備する。</p> <p>4.4 手順書の整備 (1) 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p>	<p>4. 地震 技術計画GMは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 技術計画GMは、地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 各GMは、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4.4 手順書の整備 (1) 技術計画GMは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p>	<p>4. 地震 課長（技術）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 課長（技術）は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 各課長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4.4 手順書の整備 (1) 課長（技術）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条第2項に該当しないため、地下水位低下設備の機能喪失は考慮していない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条に該当しないため、保安規定に定める運転上の制限は考慮していない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持する ため、2号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課長は、2号炉の機器・配管等の設置および点検 資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震 Sクラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設 備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備 （設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が Sクラスのもの）または常設重大事故緩和設備（設計 基準拡張）ならびにこれらが設置される重大事故等対 処施設（以下「耐震重要施設等」という。）に対する下 位クラス施設^{*1}の波及的影響（4つの観点^{*2}および溢 水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>i. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対 変位または不等沈下による影響</p> <p>ii. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における 相互影響</p> <p>iii. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落 下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>iv. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落 下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>b. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備につ いて、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影 響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪 失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等 による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備のう ち、屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必 要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを 確認する。</p> <p>c. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等に おいて震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施</p>	<p>ア. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(ア) 各GMは、波及的影響を防止するよう現場を維持する ため、7号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理す る。</p> <p>(イ) 各GMは、7号炉の機器・配管等の設置及び点検資材 等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラ ス施設）及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大 事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張） （当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの） 又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）並びにこれ らが設置される重大事故等対処施設（以下、「耐震重要施 設等」という。）に対する下位クラス施設^{*1}の波及的影響 （4つの観点^{*2}及び溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変 位又は不等沈下による影響</p> <p>b. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における 相互影響</p> <p>c. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下 等による耐震重要施設等への影響</p> <p>d. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下 等による耐震重要施設等への影響</p> <p>イ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(ア) 各GMは、7号炉の可搬型重大事故等対処設備につ いて、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響に より重大事故等に対処するために必要な機能を喪失し ないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による 適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(イ) 各GMは、7号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、 屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設 備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認す る。</p> <p>ウ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各GMは、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等にお いて震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設の</p>	<p>ア. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(ア) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持する ため、2号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理す る。</p> <p>(イ) 各課長は、2号炉の機器・配管等の設置および点検資 材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sク ラス施設）、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事 故緩和設備および常設重大事故防止設備（設計基準拡 張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの） のならびにこれらが設置される重大事故等対処施設 （以下「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス 施設^{*1}の波及的影響（4つの観点^{*2}および溢水・火災の 観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>a. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対 変位または不等沈下による影響</p> <p>b. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における 相互影響</p> <p>c. 建物内における下位クラス施設の損傷、転倒および落 下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>d. 屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下 等による耐震重要施設等への影響</p> <p>イ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(ア) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備につ いて、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響に より重大事故等に対処するために必要な機能を喪失し ないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による 適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(イ) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、 屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設 備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認す る。</p> <p>ウ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定めた 測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、</p>	<p>【島根固有】 ・島根は「常設重大事 故緩和設備（設計基 準拡張）」は存在しな い。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>d. 代替設備の確保</p> <p>各課長は、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>e. 地下水位低下設備の機能喪失時の対応</p> <p>(a) 発電課長は、防災課長に可搬型ポンプユニットによる排水措置を依頼する。また、発電課長は、第57条に基づき必要に応じて原子炉を停止する。</p> <p>(b) 防災課長は、第57条に基づき可搬型ポンプユニットによる排水措置を実施する。</p> <p>(c) 防災課長は、屋外排水路の排水異常により、地表面での滞水が確認された場合は、仮設ホースの敷設等による対応を行い、排水経路の確保を行う。</p> <p>f. 地下水位上昇時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課長は、地下水位が設計用地下水位を超過したおそれがあることを確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 地下水位低下設備の施設管理、点検</p> <p>原子炉課長、電気課長、計測制御課長および土木課長は、地下水位低下設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 土木課長は、地下水位の観測記録を一定期間取得し、設計用地下水位の妥当性を確認する。</p> <p>(b) 土木課長は、地下水位に影響を与える大規模な地盤改良や地中構造物の設置・撤去等を行う場合、設計用地下水位への影響確認を行う。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p>	<p>損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>工. 代替設備の確保</p> <p>各GMは、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p>	<p>原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>工. 代替設備の確保</p> <p>各課長または当直長は、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条第2項に該当しないため、地下水位低下設備の機能喪失は考慮していない。 <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>発電管理課長に報告する</u>。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 2号炉について、<u>原子力部長</u>は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止 原子力部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認 (a) 原子力部長は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状態の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するため、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子力部長は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状態の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>当該号炉を所管する運転管理部長に報告する</u>。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 7号炉について、<u>原子力設備管理部長</u>は、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 新たな知見等の収集、反映 原子力設備管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>イ. 波及的影響防止 原子力設備管理部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>ウ. 地震観測及び影響確認 (ア) 原子力設備管理部長は、7号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状態の把握及び土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するため、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(イ) 原子力設備管理部長は、7号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状態の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する</u>。発電部長は、必要に応じて、<u>所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する</u>。</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 2号炉について、<u>電源事業本部部长（原子力安全技術）</u>は、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 新たな知見等の収集、反映 電源事業本部部长（原子力安全技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>イ. 波及的影響防止 電源事業本部部长（原子力安全技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>ウ. 地震観測および影響確認 (ア) 電源事業本部部长（原子力安全技術）は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状態の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(イ) 電源事業本部部长（原子力安全技術）は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状態の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文化等の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 津波</p> <p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設のための活動を行うための活動を行うための体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、各所属員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 発電課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始するとともに、i～iii.を実施する。ただし、以下の場合は</p>	<p>5. 津波</p> <p>技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各グループ員に対して、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各GMは、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(ア) 当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始する。また、補機取水槽の水位を中央制御室にて監視し、引き</p>	<p>5. 津波</p> <p>課長（技術）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（技術）は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、所属員に対して、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および漂流防止装置の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（技術）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(ア) 当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始するとともに、日本海東縁部に想定される地震による津波に対</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根では船舶が漂流物にならないよう、漂流防止装置（係船柱）を設置する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>その限りではない。</p> <p>①大津波警報が誤報であった場合。</p> <p>②発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であったことで、津波が到達するまでの間に大津波警報が解除または見直された場合。</p>	<p>波による水位低下を確認した場合、原子炉補機冷却海水ポンプによる原子炉補機冷却に必要な海水を確保するため、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ）及びタービン補機冷却海水ポンプを停止する。</p>	<p>しては、<u>原子炉補機海水ポンプによる原子炉補機冷却に必要な海水を確保するため、津波到達予想時刻5分前までに、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。また、取水槽水位を中央制御室にて監視し、引き波による水位低下を確認した場合、<u>原子炉を停止し、冷却操作を開始する。</u></u></p>	<p>・島根では、日本海東縁部に想定される地震による津波の取水槽の下降側の評価水位が原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの取水可能水位に對して余裕がないため、津波到達予想時刻の5分前までに、常用海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根では、引き波により取水槽水位低下を確認した場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始する。</p>
<p>i. 海水ポンプ室の水位を中央制御室にて監視し、引き波による水位低下を確認した場合、原子炉補機冷却海水ポンプによる原子炉補機冷却および高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプによる高圧炉心スプレイ補機冷却に必要な海水を確保するため、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。</p> <p>ii. 循環水配管の損傷に伴う海水流入を防止するため、海水ポンプ室水位を確認し、循環水ポンプの停止および復水器水室出入口弁の閉止を実施する。</p> <p>iii. タービン補機冷却海水系配管の損傷に伴う海水流入を防止するため、海水ポンプ室水位を確認し、タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁の閉止を実施する。</p>	<p>(イ) 各GMは、燃料等輸送船に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(ウ) 土木GMは、浚渫作業で使用する土運船等に関し、</p>	<p>(イ) 各課長は、燃料等輸送船、<u>その他の作業船、貨物船等</u>に関し、<u>発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。また、取水口、津波防護施設等の機能に影響を及ぼす可能性のある船舶</u></p>	<p>【女川との相違】</p> <p>・島根では、地震大等のインターロックにより循環水系及びタービン補機海水系を隔離する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(c) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 発電課長は、津波監視カメラおよび取水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>b. 水密扉の閉止状態の管理 発電課長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>c. 浸水防止蓋および防潮壁鋼製扉の管理 各課長は、浸水防止蓋および防潮壁鋼製扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d. 2号炉および3号炉のカーテンウォール内への入港管理 各課長は、2号炉および3号炉のカーテンウォール内にはゴムボートのみ入港できるよう運用管理を実施する。</p> <p>e. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p>	<p>発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、作業を中断し、陸側作業員の退避に関する措置を実施する。また、退避が困難な浚渫船等については、係留等の措置を実施する。</p> <p>(エ) 各GMは、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(オ) 各GMは、大湊側護岸部で使用する車両のうち、海水貯留堰への衝突影響のある車両に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、漂流物化防止対策を実施し、作業員の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(カ) 当直長は、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>イ. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各GMは、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>ウ. 取水槽閉止板の管理 各GMは、取水槽閉止板を点検等により開放する際の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p>	<p>については、緊急離岸できない場合を想定し、着岸時には耐震性を有する係船柱への係留を実施する。</p> <p>(ウ) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(エ) 各課長は、荷揚場周辺の漂流物となる可能性のある車両等のうち、取水口、津波防護施設等の機能に影響を及ぼす可能性のあるものに関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、漂流物化防止対策を実施し、作業員の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(オ) 当直長は、津波監視カメラおよび取水槽水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>イ. 防波扉および水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、防波扉および必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長または当直長は、防波扉および水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、浸水防止蓋を設置しない。また、防波扉に係る運用は前段（イ、防波扉および水密扉の閉止状態の管理）に記載 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、取水槽閉止板を設置しない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、カーテンウォール内への入港管理に係る運用はない。 	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文化等の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文化）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>各課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>g. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 各課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 防災課長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>h. 代替設備の確保</p> <p>各課長は、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネ</p>	<p>各GMは、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>ホ. 施設管理、点検</p> <p>各GMは、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>カ. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 各GMは、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(イ) 技術計画GMは、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>キ. 代替設備の確保</p> <p>各GMは、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p> <p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該炉を所管する運転管理部長に報告する。当該炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力設備管理部長は、以下の活動を実施することをマ</p>	<p>各課長または当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>工. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および漂流防止装置について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>オ. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 各課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(イ) 課長（技術）は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>カ. 代替設備の確保</p> <p>各課長または当直長は、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 電源事業本部部长（原子力安全技術）は、以下の活動を</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根では船舶が漂流物にならないよう、漂流防止装置（係船柱）を設置する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

備考	島根原子力発電所 2号炉	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	女川原子力発電所（2023.2.25 施行）
	<p>実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 新たな知見の収集、反映</p> <p>電源事業本部長（原子力安全技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>ニューアルに定める。</p> <p>ア. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力設備管理本部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>ジメメント文書に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力本部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>